

会 議 録 目 次

平成23年第6回海田町議会12月定例会（第1日目）

平成23年12月6日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第6号 損害賠償額の決定について	
日程第4	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について……………	1 3
日程第5	同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…	1 4
日程第6	同意第3号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 5
日程第7	認定第1号 平成22年度決算の認定について……………	1 6
日程第8	認定第2号 平成22年度海田町水道事業会計決算の認定について…	1 6
日程第9	発議第13号 庁舎建設候補地についての決議案……………	1 8
日程第10	一 般 質 問……………	2 4
	○佐中十九昭議員……………	2 4
	○多田雄一議員……………	4 2
	○住吉秀公議員……………	5 1
	○兼山益大議員……………	5 7
	○西田祐三議員……………	6 0
	○桑原公治議員……………	6 9
	○下岡憲国議員……………	7 6
	○大江康子議員……………	8 7
	○岡田良訓議員……………	9 5
	○渡辺善隆議員……………	1 0 8
	（延 会）……………	1 1 1

平成23年第6回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成23年12月6日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月6日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	大江康子	2番	兼山益大
3番	下岡憲国	4番	住吉秀公
5番	宗像啓之	6番	桑原公治
7番	岡田良訓	8番	西田祐三
9番	渡辺善隆	10番	多田雄一
11番	西山勝子	12番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	久留島元生		

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山 岡 寛 次
副 町 長 三 宅 信 行
企 画 部 長 大 久 保 裕 通
総 務 部 長 内 田 和 彦
福 祉 保 健 部 長 窪 地 満
建 設 部 長 野 間 宏 紀
会 計 管 理 者 木 原 晴 彦
企 画 課 長 門 前 誠 司
財 政 課 長 鶴 岡 靖 三
総 務 課 長 植 野 敏 彦
税 務 課 長 花 本 則 之
生 活 安 全 課 長 臼 井 真
住 民 課 長 伊 藤 仁 士
社 会 福 祉 課 長 飯 森 靖 彦
こ ど も 課 長 森 川 雅 枝
保 健 セ ン タ ー 所 長 湯 木 淳 子
都 市 整 備 課 長 飯 田 義 光
建 設 課 長 久 保 田 誠 司
下 水 道 課 長 武 田 昭 典
教 育 委 員 長 瀧 川 昌 俊
教 育 長 小 谷 桂 司
教 育 次 長 多 幾 山 晃 年
学 校 教 育 課 長 小 田 原 か お り
生 涯 学 習 課 長 佐 々 木 正 樹
水 道 課 長 市 川 英 士
町 民 サ ー ビ ス 室 長 奥 谷 正 則

日程第20 発議第11号 暮らし・農業・地域を破壊するTPP交渉参加撤回を求める意見書案について

日程第21 発議第12号 年金受給資格期間25年を10年に短縮することを求める意見書案について

日程第22 発議第14号 山岡寛次町長に対する問責決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成23年第6回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は、報道のためテレビカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第22に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、3番、下岡議員、4番、住吉議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月8日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~〇~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間と決しております。

この際、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日は、町長就任後初めての議会に当たりまして、私の所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る10月30日に執行されました町長選挙におきまして、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆さん、その他各方面からの力強いご支援をいただき、当選の荣誉に浴することができました。誠に光栄の至りであり、皆様方に心から深く感謝を申し上げますとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

3期目の町政運営に当たりましては、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく、町民との協働による、県内で一番住みたい、住んでよかったという実感のできるまちで、活力のあるまちの実現を目指していく所存でございます。そのため、関係機関との連携を深めながら、まちの活性化の原動力となる商工業の振興にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、将来の海田町を担う子どもたちのために、さらなる子育て支援の充実や教育環境の整備を行ってまいりたいと考えております。また、町長選の争点にもなりました役場庁舎移転問題につきましては早急に決着する必要があると考えており、公約どおり、にぎわいの創出と利便性の向上を図るため、海田市駅南口に多様なサービス機能を備えた新庁舎を建設していく決意でございます。

最後に、第4次海田町総合計画に基づき、全身全霊を傾けて町政運営に当たる所存でございますので、議員各位並びに町民の皆さんの格別なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の3期目の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、原田議員から辞職願が提出され、10月21日付けで許可しましたので、これをご報告いたします。なお、原田議員の辞職に伴い、委員会条例第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に多田議員を選任しております。また、

11月22日開催の議会運営委員会におきまして、議会運営委員会委員長に西山議員、議会運営委員会副委員長に多田議員が選任されましたので、ご報告いたします。

次に、議会の動きとしてお手元に配付いたしております9月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。

まず、10月5日から6日まで建設産業委員会が所管事務県外調査を実施され、委員会報告書が提出されておりますので、ご参照ください。

次に、10月27日に平成23年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます前田議員から議会の概略について報告を求めることにいたします。前田議員。

○14番（前田） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。平成23年10月27日に、平成23年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、今申し上げましたように、その議会の概略について報告をいたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、報告案件1件、人事案件2件、承認案件1件、決算案件1件及び予算案件2件が提案されました。

まず、報告案件として、報告第5号、特別会計事故繰越し繰越し計算書の報告については、東北地方太平洋沖地震の影響により、電算システム関連機器等が22年度内に納品できなかったことにより、90万9,000円を繰り越したものです。

次に、人事案件として、議案第8号、監査委員の選任については、呉市議会副議長の茶林正さん、議案第9号、副広域連合長の選任については、北広島町長の竹下正彦さんが選任されました。

次に、承認案件として、議案第10号、専決処分の承認については、平成22年度保険給付費の額の確定に伴い、超過交付となった7億7,153万7,000円を社会保険診療報酬支払基金へ返還するため、平成23年度特別会計補正予算（第1号）で予算措置をしたことについて、承認されました。

次に、決算案件として、議案第11号、平成22年度広域連合歳入歳出決算認定につきましては、一般会計歳入総額10億1,221万1,694円、歳出総額9億6,442万4,407円、歳入歳出差引残額4,778万7,287円、及び特別会計歳入総額3,347億4,570万1,652円、歳出総額3,347億4,368万3,307円、歳入歳出差引残額201万8,345円について、賛成多数により認定されました。

次に、予算案件として、議案第12号、平成23年度広域連合一般会計補正予算（第1

号)は、22年度決算に伴う繰越金の増額等により、歳入歳出額それぞれ4,778万7,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ10億3,459万2,000円とすること、及び議案第13号、平成23年度広域連合特別会計補正予算(第2号)は、22年度保険給付費の額の確定に伴う、町負担金の返還金の増額等により、歳入歳出額それぞれ2億5,398万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ3,528億7,327万9,000円とすることについて、賛成多数で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成23年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長(久留島) 続きまして、11月16日に第55回町村議会議長全国大会が開催され、私が出席いたしました。

また、9月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。

以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長(山岡) 平成23年12月定例議会行政報告。

それでは、9月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災の被災者に対する義援金についてでございますが、受け付け期間を来年3月31日まで延長することといたしました。引き続き被災者の支援に努めてまいります。

続きまして、東日本大震災における電力需要対策に伴って実施いたしました休日保育でございますが、7月から9月まで14日間実施いたしました。その間、延べ人数、畝保育所175人、海田東児童クラブ75人に利用いただいております。

次に、9月10日に福祉センターまつりが開催され、講座生による演芸発表会や作品の展示など、日ごろの活動の成果が披露され、多くの町民の皆さんに楽しんでいただきました。

続きまして、9月19日の敬老の日に合わせて、77歳、88歳及び100歳以上の282人の方に対して長寿を祝福し、敬老祝い金を、また、75歳以上の2,509人の皆さんには心ばかりの敬老祝い品をお贈りいたしました。

次に、9月25日に空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンを実施し、約3,900人の皆さんに参加をいただいております。

続きまして、火災発生状況についてでございますが、9月27日に成本地内、10月1日に畝一丁目地内、10月2日に稲荷町地内、11月23日に南明神町地内で、それぞれ建物火災が発生いたしました。成本地内の火災につきましては、木造平屋建て住宅を全焼し、隣接する建物も一部焼損いたしました。出火元家屋の居住者1名が軽度のやけどを負われました。畝一丁目地内の火災につきましては、近隣住民の初期消火活動により、火災の拡大を防ぎ、負傷者を出すことなく無事鎮火させることができました。なお、この初期消火活動に従事した近隣住民2名が10月24日に安芸消防署長から表彰を受けられました。稲荷町地内の火災につきましては、家屋の一部を焼損したものの、負傷者はありませんでした。南明神町地内の火災につきましては、工場内の旋盤機の一部を焼損したもので、負傷者はありませんでした。

次に、安芸地区衛生施設管理組合所管地域内での浄化槽汚泥水に係る一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けている14業者と、公共下水道整備に伴い減少する業務に対し、安芸郡4町域内の業務の円滑な縮小及び転廃業に関する支援について、9月28日に安芸地区衛生施設管理組合において調印式を実施いたしました。

続きまして、高潮状況についてでございますが、9月29日7時10分に高潮警報が発令されたため、町職員及び消防団員延べ33名による警戒体制をしき、町内巡視等を実施しました。一時、明神町地内において道路冠水が発生しましたが、消防団ポンプ車による排水活動を実施した結果、人的・物的被害はありませんでした。

次に、10月11日から海田町防災行政ラジオの有償配布を開始いたしました。配布希望者からは1台当たり2,000円の負担金を徴収しており、配布数は12月2日時点で222台となっております。

続きまして、11月20日に海田南小学校において、平成23年度海田町防災訓練を実施いたしました。海田南小学校区自主防災会・自治会をはじめ、町消防団、町社会福祉協議会、安芸消防署、広島県防災航空隊、海田警察及び町職員合わせて277名の参加により、避難誘導訓練、救急救命訓練、水防訓練、炊き出し訓練及び合同公開訓練を行いました。

次に、11月27日には、昨年に引き続き、子育てと健康づくりをテーマとした福祉健康まつりワッショイかいたをひまわりプラザ周辺で開催いたしました。当日は、天候に恵まれ、延べ7,000人という多数の皆さんの参加をいただき、親子のきずなを深めるとと

もに、心と体の健康の大切さへの認識を高めるよい機会となったと思っております。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告1件、諮問1件、同意2件、町道認定1件、条例改正3件、補正予算4件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただくようお願いいたします。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第6号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第6号、損害賠償額の決定について。中店地内で発生した人身事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、報告第6号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお願いします。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は7万9,835円でございます。専決処分年月日は平成23年11月1日でございます。

事故の概要について説明しますと、平成23年10月6日午後2時45分ごろ、海田町中店地内において、職員運転の公用車が中店の交差点を右折しようとしたところ、対向車が来たためバックをした際、後方確認が不十分であったため、後方にいた、議案書に記載の債権者の車と接触し、債権者車両の右前バンパーが破損したものでございます。過失割合につきましては当方を10割と定め、相手方の損害額を全額賠償額と決定し、専決処分させていただき、示談を締結したものでございます。運転していた職員につきましては厳重注意の処分を行いました。公用自動車の運転につきましては、引き続いて安全運転の徹底を喚起してまいります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど説明の中で人身事故というのがありましたけれども、今、課長の説明の中には人身事故というのがなくて、バンパー等の修理という報告がございましたけれども、実際はどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この案件につきましては、車両の損害でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）一つお聞きしたいんですが、議会があるたびに損害賠償、事故等が発生しておりますが、もうちょっとこの対策について何か、例えば、1人乗っておられたか、2人乗っておられたか知りませんが、やっぱり十分な……。ずっと来ておるんですよ。だから、その改善方法というものをどのように考えておられるか、1点だけお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）誠に申し訳なく思っておりますが、この事故を受けまして、幹部会議で私から指示するとともに、総務課から各職員に対して、具体的事例に基づきまして注意喚起のメールを発信しております。幹部会議で私から申しました注意につきましては、各所属長から職員に朝礼その他の際において十分に周知するよう伝えたところでございます。今後とも職員が交通安全を遵守して、事故がないよう努めさせるように努力してまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。まず、助手席には乗っていらしたんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）このたび、1人で運転しておりまして、本来ですと、対向車が来た場合は後ろを確認して下がるところを、慌てまして下がったところで、助手席にはだれも乗っていません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）基本的に、公用車を運転する場合は助手席にも、2人で運行するという申し合わせ事項と申しますか、そういうものはなくて、よく見ますと、もったいないということもありますけれども、あまりにも、助手席に乗っていらしても今まで安易な事故が随分続いておりました。にもかかわらず、1人、運転者だけですと、こういった事故の発生も起こってくるわけですけれども、そういったところの、できるだけ2人で公用車を運行するという申し合わせ事項とかいうものを取り入れられるお考えはないんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（内田）公用車の運転につきましては、それぞれの業務形態によってそれぞれが判断し、また、当然それぞれの管理している課長等が判断しているわけでございます

けれども、できるだけ1人では行かないようにするようには言っておりますけれども、それぞれの業務に応じた対応をしているというのが実態でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）この事故の場所なのですが、中店郵便局から中店踏切に抜ける細い道の角っこでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）議員ご指摘の場所でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）あの場所につきましては私も何度か、交差点の改良ということでカーブミラーなんかも直していただいたんですが、非常に細い道、それから、視界が非常に悪い、カーブミラーもよく見えないということで、事故が多発しているところですよ。ですから、役場の職員の方が公用車を運転される場合に、近道しようとしてあそこを通られるんだろうと思うんですが、ああいう危ないところは通らないで、くるっと回って中店のセブンのところを曲がるとか、そういったような危険箇所というんですか、町内での細い道、そういった危険箇所というのを把握されて、そして、ここはできるだけ運転しないようにということをやすべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、議員ご提案の部分も含めまして、交通安全の指導について徹底してまいりたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、るる出ておりますけれども、毎回言われるように、指導が甘いんじゃないかということで、ペナルティーは注意ぐらいだということですから、それが効いておらんんじゃないかということがまず一つ。

それと、この間もテレビか何かのニュースで、どこかの消防・救急隊員が飲酒か何かで免許を取り消されて1年半もそのまま運転しておったというような報道もされておりますが、うちの場合は、いろんなことでそういう事例もあるかと思うんですが、そういう免許の有無、そこらはどういうふうな確認をしておるのかというのが二つ目。

それともう一つは、安易に公用車を利用するというか、その公用車の利用の制限というのが、こういう用件で出ていきますと、いわゆる用件の明記というか、運行日誌のようなもの、そこらのものを整理しておるかどうか。三つほどお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては、当初にもご指摘がございましたように、毎たび議会においてこういう報告をすることを大変残念に思っております。さらなる指導を徹底してまいりたいと思います。

2点目につきましては、総務課で免許証の確認をした職員のみ公用車を運転するという形にしておりまして、免許証が失効している職員が公用車を運転することがないように確認いたしております。

それから、3点目につきましても、それぞれ公用車を運転する場合には所属長の承認のもとで運転しますし、戻ってから運行記録を確認すると。そういう形で徹底しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度確認ですが、過去の説明で、こういうことに対していわゆる損害は保険の方で対応するので、町には損害は与えないんだというような、こういうことから、安易な指導というか、注意ぐらいで済んでおるんだから。副町長はいつも答弁は非常にいいことを言われるんですよね。町民目線に立った指導とかなんとか、今後起きないようにと。絶対起きないようにというようなことは、はっきり言うて、できんと思うんですがね。これは私は過去何回もそういうことを言うておるわけですから。やっぱりこういう職員は例えば半年間運転させないとか、本町独自の何かそういう、単なる注意がペナルティーになるんだというだけじゃなくして、自転車で行け、歩いて行け、走って行け、それぐらいの厳しい対応をせにゃいかんのではないかと思うんですが、そこらを何か考える気はないかどうか。ただ気をつけて運転せい、気をつけて運転せいと。もちろん、事故ですから、相手から来るということもあるわけで、狭い道だから危ない、広い道だから安全だ、それには限らんとするんじやが、そこら辺の指導、それをどういうふうに考えておるか、全く考えていないのかどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはり業務上、公用車の運転を禁ずるとするのは非常に厳しいところがございます。各職員の自覚を促す、そういったところの指導を強めるということで当面は指導してまいりたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号については、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第2号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が平成24年3月31日をもって満了することに伴い、委員の推薦について意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は、引き続き俵尚子さんでございませう。経歴等については担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。現在人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が平成24年3月31日をもって満了となることに伴いまして、引き続き俵尚子さんを人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございませうが、人権擁護委員法第11条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることでございませう。委員の任期は3年でございませう。

それでは、俵尚子さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございませう。住所は議案書に記載のとおりでございませう。平成13年12月から民生委員児童委員を務めておられます。また、平成15年4月から海田町社会福祉協議会ボランティア運営センター委員を、平成18年4月から海田公民館運営審議会委員を務められるなど、多方面にわたってご活躍されておられます。人権擁護委員には平成21年4月に就任され、今回は2回目の推薦でございませう。以上のように、社会福祉に関する造詣も深く、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦を行うものでございませう。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第2号について採決を行います。お諮りいたします。

諮問第2号については、俵尚子さんを適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、諮問第2号については俵尚子さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります岸保伸生さんが平成24年2月3日をもって任期が満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は岸保伸生さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。固定資産評価審査委員会委員の岸保伸生さんが平成24年2月3日をもって任期が満了となりますので、岸保伸生さんに引き続きお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、海田町の住民、町民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は3年でございます。

それでは、岸保伸生さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日で、現在○歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和44年5月に呉税務署に配属され、その後、庄原税務署、三次税務署、

広島南税務署、広島国税局、福山税務署等に勤務され、平成11年7月に退職されておられます。その後、平成11年9月から東広島市におきまして税理士業を開業され、現在に至っておられます。なお、平成11年12月から4期にわたり固定資産評価審査委員会委員を務めていただいているところでございます。このように、その豊富な税務経験を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第3号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります河内千恵美さんの任期が平成24年3月5日をもって満了することに伴い、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き河内千恵美さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）同意第3号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。教育委員会委員の河内千恵美さんの任期が平成24年3月5日をもって満了となることに伴いまして、引き続き河内千恵美さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長

の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年間でございます。なお、今回の河内さんにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項で、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されているため、保護者としてお願いするものでございます。教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、河内千恵美さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございます。住所は議案書に記載のとおりでございます。職歴でございますが、平成元年4月に愛知医科大学附属病院に就職され、その後、平成5年4月から河内医院に勤務されておられます。平成20年3月から教育委員会委員としてご活躍いただいております。今回、2期目の選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第3号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第3号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第3号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、認定第1号、平成22年度決算の認定について及び日程第8、認定第2号、平成22年度海田町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。この2件については、先の9月議会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、多田議員。

○決算審査特別委員会委員長（多田）平成22年度決算審査特別委員会審査報告をいたします。本委員会は、平成23年9月6日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。

付託案件は、1、認定第1号、平成22年度決算の認定について、平成22年度海田町一般会計歳入歳出決算、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度海田町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成22年度海田町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、2、認定第2号、平成22年度海田町水道事業会計決算の認定についてです。

審査経過については、平成23年9月6日、本会議において議員7名で設置された本委員会は、9月13日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査内容等につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので、省略させていただきます。

最後に、審査の結果でございますが、認定第1号、平成22年度決算の認定については全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、平成22年度海田町水道事業会計決算の認定についても全会一致により認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、認定第1号、平成22年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第1号について採決を行います。お諮りいたします。

認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、認定第1号については認定することと決

します。

続いて、認定第2号、平成22年度海田町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものです。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより認定第2号について採決いたします。お諮りいたします。

認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第9、発議第13号、庁舎建設候補地についての決議案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。崎本議員。

○12番(崎本) 12番、崎本です。庁舎建設候補地についての決議案。

海田町議会は庁舎建設特別委員会において平成19年10月4日から今日まで24回開催し慎重審議を重ねてきました。

しかし、いまだに解決の展望が見えてきません。

これまで、町は広報かいたで新庁舎建設候補地をJR海田市駅南口東街区に一本化として立体的イメージ図まで出し、また、4小学校区で説明会も行ってきました。

内容は、駅前再開発事業と連動し、民間業者と共同で庁舎が入る建物と26階建てマンション170戸や商業施設と350台の駐車場の大型複合施設などを建設する構想で進めてまいりました。

しかし、今年5月9日の庁舎建設特別委員会で町長が報告したとおり、新庁舎建設の事業手法について、JR西日本は共同方式の考えはないとの意向から、町は単独建設方式に切りかえる決断をされました。

費用についても、19億1,000万円から、単独建設方式での概算費用は27億9,169万円と説明がありました。

先の町長選挙で山岡町長が再選されましたが、庁舎建設について5月9日以前のまま

のイメージで、町民にはその後の変更について説明不十分であり、到底信任を得たとは言いがたいものでございます。

このままでは、いつまで経過しても解決の進展はありません。

また、現在の社会状況、町の財政の状況、町民の感情、そして何よりも議会の大半の賛同を得るためには、お互いが歩み寄り、早期建設することが求められています。

これまでの現在地・町営プール跡地・JR海田市駅南口の3件以外に県合同庁舎を役場庁舎の移転・候補地に最もふさわしいと位置づけるものである。

以上のことを踏まえ、町長は県合同庁舎を役場庁舎移転の建設用地として決定し、早急に手続きするよう強く求めます。

以上の決議をいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。反対の立場で討論させていただきます。

庁舎建設特別委員会においては建設候補地を、現在地、町営プール跡地、海田市駅の3カ所に絞って議論してまいりました。住民アンケートも実施しました。合同庁舎については、7候補地から3候補地に絞ってからは何ら検討はされておられません。今回、合同庁舎が候補地とする決議は議論不足である。今年に入ってから庁舎建設特別委員会は5月9日、執行部からの海田町新庁舎建設基本計画が示され、候補地は海田市駅南口とされたものでございます。建設方法が共同から単独に、事業費が19億1,000万から27億9,000万と変更されました。また、11月28日に執行部から仮庁舎移転建設案が示されました。いずれも、委員会において、この執行部の資料説明に委員からの質疑のみが行われ、委員会としての議論は行われておられません。また、今回の決議案を提出された11人の議員のうち7人の議員は、平成21年12月定例議会で、町営プール跡地が役場庁舎の移転に最もふさわしいとする、役場庁舎建設地に関連する決議案を提出され、決議いたしております。さらに、2人の議員は、平成21年7月27日に開催された庁舎特別委員会、

執行部提案の海田市駅南口を候補地とすることに賛成しておられます。これらの議員が、今回提案があった合同庁舎を建設候補地とすることに変更した理由がわかりません。しかし、十分な住民への説明がされているとは思いません。これらのことから、まず、執行部提案の海田町庁舎基本計画と庁舎移転計画案、あわせて、今回11人の議員から提案があった合同庁舎を候補地とすることを庁舎建設特別委員会での議論をすることがまず必要で、重要ではなかろうかと思えます。住民の理解を得る必要があるのではなかろうかと考えます。そのために、十分議論することなく、また、住民に説明されていない今回の決議に反対するものです。ご理解をいただき、賛同をよろしく願いいたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。海田町議会は、庁舎建設特別委員会において、平成19年10月4日から今日まで4年間、25回開催しました。先ほど24回と言われましたが、ついこの前やりましたので、25回開催し、慎重審議を重ねてまいりました。先ほど反対討論の中で、町営プール跡地7名、あるいは駅前の候補地で2名賛成というのがありましたが、我々はいつまでもこの問題を長引かせるわけにはいきません。だから、中学校に決議された方も、また駅前の2名の方も、あるいは3名ですけれども、こうした方々が歩み寄って、本当に町民の皆さん方のためにこの候補地を折衷案として提案しておるわけであります。ですから、本来であれば、町長が率先してこの方法をとるべきであります。しかし、これまで町は広報かいたナンバー505や4小学校区で説明会を行ってまいりました。内容は先ほど提案のあったとおりであります。駅前再開発事業を連携し、民間業者と共同で、庁舎が入る建物と26階建てマンション170戸、あるいは大型商業施設、360台の駐車場の建設をする構想で進めてきた。ところが、今年5月9日の庁舎特別委員会で町長が報告したのは、新庁舎建設の事業手法について、JR西日本は共同方式の考えはないとの意向から、町は単独方式に切りかえる方針に変更されました。費用についても、19億1,000万円から、単独建設方式で概算費用は27億9,169万円と方針を変えておられます。約19億円が約28億円となり、9億円増で、町の持ち出しは約15億円となる計算になるはずであります。大幅に変更があったのに、地権者からの要望なので、千葉倉庫の敷地については公表しないで伏せてほしいという町執行部からの要望もあり、マスコミ関係も傍聴から外し、我々も抑えてきました。そして、町民には変更したことも説明しない。町の広報にも載せない。4小学校区内に説明もしない。隠しておいて、町長選挙で信任を得たとは言いがたいものであります。

なぜ駅前にこだわるのか、不思議です。いつまでもぐずぐずしないで、大所高所から政治判断が求められております。いつまでも駅前を主張されるから、庁舎移転計画をおくらせ、費用も9億円増、町の持ち出しが15億円近くなります大きな要因の一つであります。県合同庁舎にいち早く役場庁舎を建設すれば、仮庁舎は不要であり、費用の軽減にもつながります。県庁舎の敷地は約3,700平方メートルあり、2,000平米は役場庁舎の敷地で、残りの1,700平米は、知恵を出して県の施策を誘致する方法をとれば、海田町にとって最善の行政施策となり得ることにつながるではありませんか。ましてや、副町長は県から派遣されて、最高の条件であります。南昭和町の県庁舎の場所は南道路のランプ橋の付近であり、JRが高架になりますと、国道31号までフラットになり、平地になり、呉線ガードも埋め戻せば、広大な広場と空き地ができることになります。あわせて、国道2号のガードも埋め戻せば、これからのまちづくりは最高の条件が整う舞台になるわけであります。ここから海田市駅までのまちづくりの起爆剤として活かすためには、町があそこに庁舎を建設する、それだけでもまちづくりの大きな一つの要因となります。木を見て森を見ないということがありますように、狭い視野で見ないで、もっと高い立場で行政をつかさどり、安い経費で最高の効果のある行政の自治体が今求められているのではないのでしょうか。もうこれ以上、町政の停滞は許せません。町民にとって一番よい方法は、早く決着し、町政を軌道に乗せることでございます。このような立場から、賛成の意を表明して、討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論を許します。兼山議員。

○2番（兼山）2番議員、兼山です。庁舎建設候補地についての決議案について、反対の立場で討論いたします。

地方自治法第4条に、庁舎の位置については住民の利用に最も便利であるようにと書かれています。条文どおり、海田市駅南口を庁舎建設候補地とすることが町民にとって最もふさわしく、利便性のある地であります。また、駅前整理事業とあわせて駅前に庁舎を置くことは、駅南口周辺を特別用途地区としてくさびを打つことも可能にもなり、今後、町主導による、町の玄関口としてのまちづくりを容易にでき、そして何より、住民の利用に最も便利である場となります。したがいまして、この案について、私は反対の立場で討論いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）いずれの討論ですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）じゃ、賛成討論をお願いします。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。庁舎建設候補地についての決議案に賛成の立場から討論を行います。

先ほど賛成の立場の討論をされた方に追加させていただきたいと思いますが、そもそもこの庁舎建設に当たりましては、庁舎建設委員会の中でアンケート調査をしようということになりました。それは、合同庁舎は県がまだ使用するということで、7候補地から3候補地、現在地、プールの跡地、駅前の3カ所に絞るしかありませんでした。この3候補地に対しまして、アンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の1位はプールの跡地でございました。本来ならば、このアンケート調査は尊重することでしたので、そちらに向かって建設が進むと思っておりましたら、執行部の方はあくまでも駅前ということで、論議がずっと平行線をたどっておりました。平行線をたどっていることに対しまして、プールの跡地、町民の皆様のアンケート結果を尊重するために、議員8名がプールの跡地を建設地にするようにと決議をいたした経緯がございます。それからまた数カ月もたちましたけれども、何ら進展はございませんでしたが、昨年に県が合同庁舎を売却方針であるということが発表になりました。そのとき、私は一般質問をいたしました。そのとき町長から、自分か職員を派遣して調査・研究をするという答弁をこの本会議場でいただいております。しかし、今年度また、合同庁舎が、だれもそこに県の職員がいなくなるということになって、新聞紙上で、合同庁舎を売却する方針であるという記事が載りました。そのときにも私は一般質問をいたしまして、1年前のことはどうなっておりますかと言いますと、何も手をつけておられませんでした。今まで幾度も庁舎を建設する地に対しまして質問をいたしましたけれども、町長は駅前以外は考えられないということで現在まで来ております。こういたしますと、一番困惑されているのは町民の皆様でございます。そこで、今回の町長選挙の結果を見ますと、駅前ではなくて合同庁舎に建設すればいいというあの選挙結果が出たと私は確信いたしております。その結果、今回の決議案にもありますけれども、本当に町民の皆様の意向を酌んで合同庁舎に庁舎を建設することを決議したわけでございます。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「反対討論です」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）大江議員、反対討論をお願いします。

○1番（大江）1番、大江です。反対討論をいたします。

それはどうしてかといいますと、今回決議案を出された文書には町議会と書いておりますが、私たちは、先ほど桑原議員がおっしゃったように、合同庁舎に変更した委員会がほとんど討論されないままにこの決議案が出されています。私たちは反対ではありませんが、委員会として意見を述べることもできると思います。それがなくままにこの決議案が出されています。やはり庁舎委員会として、反対者、賛成者、お互いの気持ちをぶつけ合って、その上の決議案であれば納得できますが、これはないままにいています。私の反対というのは、やはり駅前が廃れると海田町自体が衰退いたします。海田町の駅前に庁舎が行くと何も営利をしないということですが、今この社会においていろんな大きな商店もつぶれる傾向もあります。そういういろんな不安を抱えながらそこにそういうものを誘致するというは大変冒険なことです。庁舎が行くことによって人口増、それから、人の出入りが多くなると、快速もとまる可能性もあります。現在、山陽線がとまっておりますが、呉線は素通りです。駅前発展を考えると、もしこの庁舎が行かなかった場合、ほかの業者が来るのだろうか、来てそれが存続できるのだろうか、そういう不安もあります。庁舎が行くことによって、庁舎といっても今この庁舎ではなくて、もっと開かれた庁舎建設をする、それでこの28億というのがあります。19億というのは、この現庁舎が行くだけで19億です。これに保健センター、それから水道課、いろんなものが加わり、いろんな要素を含めた庁舎建設ということで28億なのです。しかも、これは一応の概算でありまして、また入札によって安くなる可能性もあります。そういういろんな面を考えた場合、合同庁舎は確かに今、道路の幅、踏切を渡って、本当に狭いところでは、高架が行っても、あそこはまだまだ狭い道を入れていくようになります。道路幅のことも考え、それから、商業地でありますので、そこもやはりその敷地跡はそういうことも検討した方がいいと思います。やはり駅前を活性化、まず海田町の活性化を考えた場合、5年、10年先を考えた場合に、私は駅前に賛成いたします。反対討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

発議第13号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

（「議長、発言の許可を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）庁舎建設特別委員会における調査事項の確認の件について、ただいま、庁舎建設候補地についての決議が可決されましたので、この際、庁舎建設特別委員会における調査事項について、議長から庁舎建設特別委員会委員長に対し、調査事項の確認をしていただきたいと思います。庁舎建設特別委員会は、平成21年4月3日、決議により設置されました。その調査事項は庁舎の建設に伴う調査・研究ということになっております。庁舎建設候補地についての決議の内容は、役場庁舎の移転候補地について、これまでの3案以外に県合同庁舎跡地をふさわしいと位置づけるものでした。決議が議会の意思であるということ踏まえ、今後の庁舎建設特別委員会においては、この決議を尊重し、新庁舎候補地に係る調査事項に、これまでの3案以外に県合同庁舎跡地を加えて調査・研究がなされるよう、議長から委員長に確認しておいていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（久留島）ただいまの下岡議員に対しまして、庁舎建設特別委員会においては、この決議を尊重し、新庁舎候補地に係る調査事項に、これまでの3案以外に県合同庁舎跡地を加えて調査・研究がなされるよう、私から委員長に申し伝えます。

暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第10、一般質問を行います。質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。庁舎建設についてお尋ねいたします。議会は、平成19年10月4日、第1回の庁舎建設特別委員会13回と、平成21年4月の議員改選から今日まで11回の庁舎建設特別委員会を開催してまいりました。今年度、第12回目この委員会で審議し、いまだに庁舎建設について何ら解決の展望が見えてこないわけです。私は、この4年間何の進展もないことに責任を感じております。これまで町は広報かいたナンバー505で新庁舎建設候補地を海田市駅南口東街区に一本化として立体的イメージ図まで出し、また、4小学校区で説明会も行ってまいりました。そのときは、駅前再開発事業と連動し、民間業者と共同で庁舎が入る建物と、26階建てマンション170戸や3万4,530平米、商業施設4,000平米、駐車場350台の大型複合施設の建設をする構想で進めてきました。私どもはこの案については、町政活性化につながるとし、またとないまちづくりの起爆剤となると判断し、賛成もし、協力もしてまいりました。しかし、今年5月9日の庁舎建設特別委員会で、新庁舎建設の事業手法について、JR西日本は共同方式の考えはないとの意向から、町が単独建設方式に切りかえる決断をされました。そのとき、地権者の要望ということで、マスコミには知らせない条件があり、別紙①②が配付され、今日まで千葉倉庫内の敷地のみという表現で進んできました。そして、10月の町長選挙に突入し、町長は3選をされました。町民は庁舎建設の駅前構想は5月9日以前のイメージを大半の方が今でも持っていると考えます。費用についても、19億1,000万円から、単独建設方式で概算費用は27億9,169万円、約9億円の予定外追加であります。いろいろメリット・デメリットなどの説明がありましたが、現在の社会状況、町財政の状況、町民感情、そして何よりも議会の賛同を得るためには、お互いが歩み寄りなければなりません。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、質問1、5月9日以前の計画からイメージが大幅に変わっていることを町民に説明しなければならないと考えますが、どのような見解なのか、お尋ねいたします。

二つ目、これまでの駅前再開発事業と連動するという事業については、どのようなまちづくりに進んでいくのか、お尋ねいたします。

三つ目、概算費用で約19億1,000万円から27億9,169万円、約9億円の負担増について、海田町の財政事情から見てどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

四つ目、もうこれ以上、新庁舎建設で停滞することは許されません。これからどのような方法でどんな打開策を持っておられるのか、お尋ねいたします。

質問5、庁舎建設候補地について、町は駅前、議会の半数以上は町民プール跡地で、お互いが譲らず4年間停滞してきた。このまま固執していたのでは、いつまでたっても解決しないという判断をいたします。既に4年経過し、これからも、議会の賛否で、このままどちらの案でも3分の2以上の賛成は無理と考えます。私は、折衷案として広島県の合同庁舎が建設されている場所を新庁舎建設候補地として進める提案をいたしますが、どのような見解なのか、お尋ねいたします。先ほど決めたとおりでありますけれども。

続いて、海田市駅前整備と区画整理事業についてお尋ねいたします。5月9日、庁舎特別委員会で説明を受けました。これまでの海田市駅南口土地区画整理事業は5.8ヘクタールから2ヘクタールに変更されております。平成4年から今日、いろいろな問題があり、全く目に見えて進んでおりません。そして、08年12月議会で一部変更されました。当初の計画のイメージ図から二転三転し、今日に至っております。AブロックからCブロックまでの計画方針も二転三転し、現在では停滞しております。先の5月9日、庁舎特別委員会の説明では、JRの持ち分と千葉倉庫との整備も別々の目的であるというように受けとめました。この該当する部分に10億1,000万もかけて区画整理事業をあえてする必要はないという判断を私はできますが、具体的にお尋ねいたします。

質問1、これまで、91億円の区画整理事業を約10億円に縮小いたしました。JRは別に換地照応の原則、これによって駅前の区画整理事業は必要なくなるという見解に立ち、現在計画されている区画整理事業の経費見直しが、縮小、再検討をする必要があるというように思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

質問2、駅前整備で、08年12月議会で一部変更されましたが、道路、水路、公園、緑地等、どのような整備なのか、位置図などで説明を求めます。また、駅南口JRの土地を直接買収する方法が最良であると考えますが、見解をお尋ねいたします。

質問3、現在の区画整理事業は、平成4年から今日までいろいろ計画され、取り組んでこられました。現在、JRと千葉倉庫の2名の地権者で果たして区画整理事業を行う必要があるのかどうか。国や県の補助や都計審の議決を経て今日までできておりますが、区画整理事業を行ってもメリットがないというように判断されます。いろいろ条件があり、困難なことも予想されますが、中止することは可能ですか、どうですか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。

まず、庁舎建設についての質問でございますが、1点目については、新庁舎の規模や機能等に関する町の考え方について、庁舎建設特別委員会等において議員の皆さんのご意見をお聞きしながら、ある程度計画の内容を煮詰めることができた段階において町民の皆さんに説明してまいりたいと思っております。

2点目につきましては、区画整理事業と連動して、駅前にふさわしい土地利用の推進を図り、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

3点目につきましては、先般ご説明した財政収支見通しを十分に考慮に入れながら作成した計画であり、厳しい財政状況ではありますが、実現可能な計画であると考えております。

4点目につきましては、新庁舎の候補地が先般の町長選挙において争点の一つであり、私は駅南口が最もふさわしいと訴えた結果、町民の皆さんから厚いご信任を得て当選させていただいたものでございます。したがって、町民の皆さんの負託に応えるためにも、公約どおり一刻も早く議員の皆さんの理解と協力を得て、駅南口を新庁舎の建設地と定め、事業に着手してまいりたいと考えております。

5点目につきましては、先ほど議決された県海田庁舎は、これまで特別委員会において他の候補地との比較など具体的な検討は行われていませんので、新庁舎の候補地の一つとする考えはありません。

続きまして、海田市駅前整備と区画整理事業についての質問でございますが、1点目及び3点目につきましては、駅前にふさわしいまちづくりを進めるため、公共施設の整備と土地利用転換が同時に図れる区画整理事業が必要であり、現在の計画どおり進めてまいりたいと思います。

2点目については、これまでに全員協議会及び建設産業委員会において計画図を提出して説明させていただいております。また、事業手法については、先に答弁したとおり、区画整理事業が最良と考えております。以上です。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）庁舎の建設について再質問させていただきますが、まず、2009年の広報、こういうイメージ図を出されて、しかも、4小学校区にこういう説明をされてきたわけですね。大幅な変更があるのに、この広報、あるいは住民に庁舎建設の説明会をされて、変更があったことを今まで以上に説明して初めて町民に説明したということが言われる

わけですけれども、これが全くされていないんです。なぜしないのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前回広報いたしましたのと住民説明会をいたしましたことについては、庁舎特別委員会での議論その他も踏まえずに、そういった執行部の広報のみにするのはおかしいのではないかというご指摘を受けたことも確かでございます。そのため、今回示しております庁舎の基本構想におきましては、例えば従来考え方を示しておりませんでした保健センターもあわせて移転する、それから老人集会所ですとか子育て機能もあわせて建設する、そういったようなことを庁舎特別委員会においてお示しいたしました。その議論を皆様方とした上で広報に載せ、それから住民説明会を開きたいということで、住民説明会につきましてはこれまでの一般質問で何度かご質問を受けておりますが、その都度、皆様方との議論を踏まえた上で住民説明会を開きたいというふうに申し上げてきたところでございます。ですから、私どもといたしましては、5月にご説明しました内容につきまして皆様方のご意見を踏まえた上で住民に説明したい、そのように考えておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）前回の広報というのはこの12月のことですか、町長選挙の。私は記憶にはないですね。広報に、町が大幅に変更した、これは執行部として町民に対する責任があると私は思うんです。我々でなくて町長しかこれはできんです。町長が予算をもってこういう公文書を編集して、町の予算をもって町民の皆さん方にそれを知らせる。これが抜けておるから。あれほど広報を出し、4小学校区に説明してやったにもかかわらず、私はそれ以上やって初めて住民に説明したと言えるんですが、全く隠しておるんです。それで議会では、変更して、あと地権者の要望ですから言わないでください、マスコミも傍聴があったのを追い出してしまっ、伏せて、伏せて、伏せてしまっている。しかも、この間の町長選挙で町の選挙公報、町長が載せておるのは、調査のことはどこでも通用する文章です、これは。子育て支援施策、老人集会所、病後児保育、保健センター等、多彩な機能を備えた新庁舎の建設、これが公の公約の文書なんですよね。それ以外は私は目にできんです。個人的に町長が後援会の資料で載せられておるのはわかりますけれども、これは広く町民に徹底したとはいえないんです。なぜできないのか。しないのか。あれほど、町を二分するような大きな選挙があったわけですけれども、私

は執行部として当然のことだというように思うんです。変わった中身をね。議会がせいやと言うんだったら、議会の広報でもしておる。私は議員として個人的にもしておるわけですけども。本来なら町長がやるべきなんですよ。町長しかできん問題をなぜしないのか、私は不思議なんです。なぜしないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目の、先ほど私が答弁しました広報と申しますのは、21年に示しましたいわゆる集合方式による駅前広報、その時点でそういったご批判があったということを申し上げました。それから、2点目の、5月の段階で町としては伏せていたいただきたいとお願いいたしましたのは、全体の中の一部の具体的な、あの駅前地域における換地案ですとか、その換地案の中のどこの場所に置くかというところでございまして、共同方式に変更したこと、それから、事業費が29億に変更しましたところ、ここはマスコミも傍聴されている中で発表いたしましたし、その資料につきましてはお持ち帰りいただいたと思っております。現にその翌日、一部マスコミにつきましては、共同方式から単独方式に、それから、19億から28億にという報道もされております。そういったところで、私どもとしてあえて伏せていただきたいと申しましたのは、換地計画については2地権者で議論されておるところですから、その部分についてはオープンにしないでいただきたいと。地権者同士で協議されている部分についてはと。こういうお願いをいたしました。が、その他の、当日主要だったと思います、共同方式から単独方式に、それから、費用が9億増える、この部分につきましてはご説明し、この部分についてはオープンにするつもりでございました。ただし、先ほど申しましたように、9億増えるという内容には、保健センターを持っていくですとか、老人集会所、子育て支援施設をあわせて合築する、そういった従来の説明部分と違う部分があると。これを1回庁舎特別委員会でご説明しまして、何の議論も経ずに町民の前へご説明するより、まず議論を深めからというふうに思っておりましたから、毎定例会において皆様方と議論し、煮詰まった段階でという、今回、町長が答弁しました内容を繰り返させていただいてきておりました。当初、執行部が示しました基本構想案だけを示したのでは議論不足だと思っておりましたので、今まで町広報にも掲載するのを差し控えておりましたし、説明会も開いておりません。町の方が隠しておったというところは、議員はどこかの部分で誤解されてしまったのかなと、そこは残念に思っております。

なお、町長公約については町長から答弁してもらいます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回の選挙の問題につきましても、私は一貫して駅前庁舎建設を含めて後援会広報等にも、私の公約を実行するのみでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）議会の方で委員会あるいは議会の中で審議していなかったから、あるいは執行部が思うように結論が出ないというか、審議の中身が不十分であったから広報に載せなかったという副町長の今の答弁でありますけれども、基本的には、町が方針を変えたんですよ。我々が変わろと言うたんじゃないんです。町がJRと交渉して、大阪にあるJR西日本の本社、ここへ行って交渉して、だめでしたよと。だから、共同方式から単独方式に変えました。財源も19億から、27億9,000万ですから28億です。9億円も膨れ上がり、しかも、この立ち退きの補償費が約13億から15億円と私は見えていますが、その半分、約15億を一般財源から、起債を含めて持ち出しをする。こういう、財源的にも、町のやり方の手法についても大幅に変わっているのに、全くこれを町民に知らせない。先ほどから言うように、我々は財源を持っておりません。議員は議決機関ですから。町は執行機関ですから、お金を使って広報をやることもできるし、住民に対するいろんなことでできるんですから。それがやられていない。私は率直に言いますが、町長選挙で不利になるから、あえて載せなかったと。町の選挙公報の中にも明確にそのことが見えてくるんです。私はそのように判断するんですけれども、なぜしなかったのか。じゃ、今からどういうようにその説明を町民にするのか。4小学校区に説明したんじゃから、4小学校区は改めて住民に説明する。これで初めて今までの説明したことが本当に、変更したことを説明したことになるわけです。これはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますけれども、5月にご説明いたしました駅前の基本構想につきまして、皆様方との議論が深まった中で町広報及び住民説明会、それを開催したいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）何回やっても同じことを何回も繰り返すようなので、次に移りますけれども、質問の2番目に、私は駅前再開発と連動する事業というように言うたんです。町長は土地利用をいろいろ図って最大限利用するというのがありますが、選挙を通じて、

あるいはマスコミの報道の中でも、駅前は町の顔だということを町長は盛んに言っておられるんです。私は駅前に町の顔が見えんです。これは、5月9日にあれだけのイメージも出して、その後、白紙に戻ったから、駅前の顔というのはもうないというように私は思うんです。しかも、町の鳥瞰図というか、庁舎については全くないわけです。駅前の顔というて町長の思われておるイメージと、私どもは全く連動せんのです。白紙に戻っておるといのように私は思うんですが、盛んに町長は町の顔は駅前というように言われますが、駅前のイメージはどのようなのか説明してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは、選挙を通じても町民の皆さん方にいろんな説明をさせていただいたり、後援会広報におきましても、いろんなイメージもあわせて説明しております。やはり駅前は町の玄関口でございますので、そうした利便性を踏まえた町の顔としての大きな役目を果たしておるといふふうに考えていますので、一貫してそれを主張して選挙に臨み、今回当選させていただいたというふうに感じております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）駅前の顔というのはやっぱりイメージ図を、私らはイメージ図があったら一番いいんです。じゃけれども、5月9日までのイメージ図は私も、ここにもあるように、あるんですが、その後、じゃ、JRが区画整理して土地をどのようにやるのか、あるいは町としてどのような行政指導をするのか。千葉さんの倉庫のことも、庁舎がそこへ行かんかったら、じゃ、どういう区画整理事業をしてやるか。あるいは、庁舎が行ってどのように駅前が顔になるのか、私は全然わからんです。勉強不足じゃといえどそうじゃけれども、資料が出てこんし、23年5月9日以前のイメージはありますが、その後は私は全くないんです。それで町の顔、顔というて町長は今でも言われますが、全然見えん。これは口先だけじゃというように思うんですがね。それはどうなんですか。実際本当に駅前東街区、区画整理をやめたから2ヘクタールの東街区だけになるんですが。じゃ、ここにどういうイメージでやるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）駅前の区画整理の中でも特に8,800ヘクタールのいわゆる再開発部分でございますけれども、5月9日にご説明いたしましたように、千葉倉庫部分につきましてはある程度役場という形でイメージを私どもも描きますけれども、残りの部分につき

ましては、地権者でありますJRと、今どういう形で換地をし、その上へどういう事業を行われるかということをご協議申し上げます状況でございますから、前回のように、町としてこのような共同事業をやりたいという場合では町からご説明できますけれども、現段階で地権者の方がお考えになっている部分につきましては、地権者の方が具体的案を出されたときに、地権者と一緒になってお示しするのが妥当かと思えます。共同の部分より、今度は単独の部分になっておりますので、単独のそれぞれの地権者のイメージ図については今まで以上に地権者のご了解をとった上で公表しようございます。

なお、白紙に戻ったというふうにおっしゃられますが、いわゆる駅前広場整備部分、2ヘクタールの中で8,800部分を除く部分につきましては、従来のイメージどおり、現在、工事を進めておるところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁を聞いておっても、駅前の顔にならないのです。のっぺらぼうじゃ。いろいろ百歩譲って努力しても、全く見えない。先ほど、JRと協議しながら、町の要望を踏まえて今から決めると。これでは、町長が言う、駅前の顔にはなりませんよ。例えば、次の区画整理事業の問題でやりますけれども、区画整理事業をやって、私は現在のままでいいと。減歩を15%やって、JRはどうぞおやりなさいと。千葉さんもそこを縮小してやりますということになったら、駅前の顔は全く見えんじゃないですか。最悪の場合ですよ。いいときは町と協力してそれをやるかもわかりませんが。そういう姿が見えないところに、私は町の顔が見えないと言っておるんです。それを具体的に、町はこういう要望で今JRと協議しております、駅前はこうなりますというならまだしも、そうでなくて、隠して、隠して、広報にも出さない、説明もしない今のような状況で、今からJRと協議をすると。これでは我々議員はごまかされない、このように思うんですが。このイメージ図を早い段階で出してと私は思うんですが、どうなんですか。それをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、2名の地権者の方と仮換地案、当然、仮換地をされるとその後どうされるかということについて協議しておりますので、今、議員がおっしゃいましたように、そういった区画整理ができ、さらにはその後の建設計画が済んだ後にどういう姿になるのかということをごできるだけ早くお示しできるよう、中身というよりはそのイメージ図が早く示せるよう、2名の地権者の方とお話を持っていきたいと思えます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今答弁があったように、全く顔になっていないね。今から協議をしましょう。町長が言う駅前顔というのは嘘じゃないですか。私は見えんよ。今の答弁を聞いておってもそうじゃし、皆さんもそうじゃと思う。だから、私は町長選挙も含めて、町が本当に真剣になって、町民の目線で、町民の立場で、住民の本当の地方自治体の役割を真剣に考えてもらわなかったら、こういう結果になるんです。私はそのように思います。何回言うても同じですから。

もう一つ、3番目、私は19億から28億、9億ですね。町民は費用が一番安い庁舎のことを考えておられるんです。保健センターも一つのところにあった方がそれはいいかもわかりません。しかし、町民の皆さんは、役場に行くのに年に1回か2回、よう行っても3回程度じゃというのがアンケートの中でも出ておりましたけれども、私は、一番安い費用で庁舎を建設する、このことが一番望まれておるといように思うんですが、どうも町長は28億、どうしてもそこへしがみついてやられる。私は、もっと町民の立場や町民の意見を聞きながら、あるいは議会の意見も聞きながらやらなければならないといように思うんですけれども、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど来申しましたように、19億から28億の増というのは、共同方式から単独方式の変更というよりは、保健センターでございますとか老人集会所、子育て施設を併設するといふところでの増額につながっております。この部分につきましては、先ほど来申しますように、皆様方と議論させていただいて、執行部といたしましては、集約して、町民の方が一つの建物に来ていただくことですべてのサービスが完了するように、それから、駅前という立地を考えまして、そういった老人集会所ですとか子育て支援施設といふところをご提案しておりますが、この部分につきましては、私の記憶ではまだ議論がされていないと思います。そういった意味で、全くこの庁舎を持っていくという形で19億から28億になったということでしたら、これは執行部の完全な議論不足だと思いますが、そういった機能を付加することによってそういった費用が膨らんでいるといふところから、今、議員がおっしゃいましたように、そういう付加機能は要らないと。この庁舎を、全く同じものをあの場に建てればいいのではないかと。この部分につきましては、今後の議論の中で執行部の考え方を説明してまいりたいといふふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは1カ所にあるにこしたことはないんです。だけれども、今まで保健センターであるとか、あるいは子育て支援について、ある程度場所が分かれておりますので、一緒にすることは私は別に反対はしませんけれども、そのことによって19億から28億に膨れ上がること、これは私ども議員の立場から見たら、あまりにも固執する、こういう感じがするわけです。ですから、そこら辺は議論の余地があると思いますけれども、いずれにしても、金額を安い方、これは町民が一番望んでおることなんです。だから、19億から28億に引き上がること、これ自体が大変なことなのに、それを放置しておる。説明も十分せにゃいかんというように思うんです。議会の中でも、概略の設計要領を見ましたけれども、しかし、まだ十分議論がなされていない。聞くだけのことで、議会がオーケーとかオーケーでないとかいうこともまだないわけですね。なのに、駅前にやっぱり固執している。ここに問題があるのではないかというように思うんです。例えば駅前でなくて、我々が言う合同庁舎を進めたら、まだ試算していないからわからないのですが、もっと安くつくのではないかというように考えるわけです。場合によっては、後ほど出てくるんですが、合同庁舎を県の誘致で。選挙の後援会資料の中に、町長が湯崎知事と手を結んだ写真がありましたけれども、そういう、選挙で有利なような形で手を結ぶのではなくて、海田町と県との合同の施策を本当に手を結んでやる。しかも、県のやる事業が安芸郡の中にはどんどんどんどん少なくなっておるんです。坂が、みんなよう言う、どんどん開発しておる、あるいは見違えるほど行政をやっておる。全部とは言いませんけれども、県の施策を活用しながらやっておるんです。海田町にそのことをやったら、合同庁舎なんかでも、安くて、行政が住民にサービスできること、条件が整う場所があるのに、それに手をつけないという。選挙の山岡後援会の資料の中に湯崎知事と手を結ぶ、そういうやり方でなくて、行政の施策の中で共同の関係やらそういうのをやってほしいというように思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再三、県知事との問題も含めて、今回、海田町の、県の合同庁舎を新庁舎として買い取るべきではないかというふうなことについての指摘でございますが、県海田庁舎につきましては先般、知事とのトップ会談において、仮庁舎として借り受けることで話を進めてきたところでございます。また、これまでも一貫して申し上げておりま

すとおり、私は新庁舎の位置は海田市駅南口が最適であると考えております。したがって、県海田庁舎を新庁舎の候補地とする考えはございませんし、現在のところ、仮庁舎以外の具体的な利用計画もしておりませんので、県に対して買い取りを申し出るつもりは全くありません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）難しい話になってきよるんですけども、なぜ県の合同庁舎、今の県庁舎ですね、だめなのか、私は不思議なんです。先ほど言いましたが、我々がああいう合同庁舎のところへ決議をする。本来なら町長がすべきですよ。4年も停滞して、議会がまとまりそうもない。予算じゃったら過半数で済むんじゃないけども、先ほども自治法の4条の中にありましたように、庁舎の建設については、住所を移動する場合は、重要案件じゃから、3分の2の議決が必要なんです。これで駅前に固執されても、しかも、莫大な予算に膨れ上がってきた、こういう考えでやろうとしても、なかなか議会の同意が得られない。そうしたら、本当に町民の立場に立ってやろうと思えば、町長はどこか折衷案を、我々が提案する前に出すべきなんです。それがなくて、ずっと駅前を主張されるのは何でか、ようわからんのです。何でですか、それは。お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは、私が過去、町民の皆さん方の各場所でいろんな会議に参加させていただいたり、選挙を通じてのいろんな広報活動、後援会活動において、町民の皆さんから、駅前の顔として頑張ってくれという支持を十分いただいたと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ調査したり、情報を得たりすると、合同庁舎、今の県庁舎ですね、あそこは11月でもう事務がストップして空き家になっておるわけですね。海田町が庁舎を3年余り借りたとして、その後は売却するという方針でくるらしいんですが、そうした場合に町はそれを取得する、あるいはいろんな形で利用する、こういうことは全く考えていないのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先日の庁舎特別委員会でも申し上げましたけれども、仮庁舎にした後につきましては、現在いろいろと、町営住宅ですとか保育所ですとか、そういう検討しております事項がございますから、その時点において新たな立地を求めるといような部分があったら検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、県はいろいろ財源を求めるために財産を売り払おうという方針が出ておるわけですね。私は議員を長くやらせてもらっておるんですが、行政の中で一番おくれておるのは、県がやる今の障がい者の問題、特に精神障がい者の問題が非常におくれた中の一つなんです。私は、県がああして土地を持っておるんだから。まちがもう九つしかなくなりました。密集しているのは安芸郡だけですね、4町がある。海田町に県の誘致をして、私どもは合同庁舎、今の県庁舎の2,000平米は庁舎を建ててほしい。残りの1,700平米は、今言う、一番おけているそういう精神的な障がい者に対する施策を、県を誘致させりゃいいじゃないですか。あるいは、今一番望んでおられるのは子ども病院。これも広島県の中では少ないんです。専門的にそういうのを、県の今の合同庁舎の跡地というか、あるんじゃないから、合同庁舎のところですね。それをやりながら庁舎を建てたら、安くて、土地を買わなくても済む。いい例が、消防庫と自治会館をつくったら、ほとんどそこの住民が負担しないというような、そういう手法もあるわけですから、もっと大所高所から見て、駅前にしがみついてやるよりも、合同庁舎のところ、県を誘致しながら土地をうまく利用しながらやっていったら、安くて庁舎をあそこへすることができるというように思うんですが、その辺の発想はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ここからは少し海田町の副町長の答弁としてふさわしいかどうかはわかりませんが、議員は先ほど私のことを県からの派遣というふうにおっしゃいましたところでお答えいたしますと、このたび、教育事務所をわざわざ管内の真ん中から端に持っていくという手法を使っても、そういう県の土地の有効活用を図っております。そういう中で、今お申し出のような県立施設を新たにこの県の海田庁舎へ建てるということは、県として全く今は考えていないというふうには聞いております。そういう中で申しますと、海田町が買い取りをしない場合、これは町長が仮庁舎として買いたいという前の県の事務方の話では、海田町が希望しないのであれば、民間へ売却して、そのお金をもって、苦しい県財政の手助けにしたいというふうには聞いておりますので、今おっしゃるような県施設、県の具体的なそういった構想のない施設について、あそこへ建つということはまず考えられないのではないかとこのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）県の方針はそうでしょう。しかし、政治的な行政の手腕というのがあるわけですね。よそのまちは少ない経費で最大の効果を上げておる。こういうことをよく耳にするんですが、やっぱり町単独のそういう施策でなくて県の施策を。ましてや政令市とか中核都市とか、そういうところではないわけです。3万の町民で、しかも、安芸郡の中で4町がそろっている、その中心で県の施策の活用をする。こういう知恵をやっぱり働かすべきですよ、私から言わせたら。そのことによって本当に、安芸郡の中心の海田町で、県の行政を含めて、海田町に住んでよかったというまちづくりができる。私は思うんですが、そのことをせずにおいて、先ほど議会が始まる前に町長の特別の発言の中に、海田町を広島県一の住みやすいまちにするとか、そういう発想はあるんですが、発言はいいですよ。だけれども、中身が整っていないことがあらわれておるじゃないですか。しかも、県の合同庁舎を売り出すと言うんじやが、もっとほかに県の施策を海田町に持ってくる、こういう働きかけがあってもいいと私は思うんですが、県が売ることから、町はそれを指をくわえて見ておると。これではあまりにも行政の手腕がなさ過ぎる、このように思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘のような、県とか国の用地が海田町には何カ所かございます。その点につきましても、警察署の隣の官有地の問題も以前からいろんな策を使って、財務省とも交渉したり、今さっきご指摘のような医師会の関係も含めて鋭意研究しておるところでございます。そうした中で、海田町で、じゃ、何が本当に今おっしゃるような形で役に立つかということに対しましても、公表はできないうちにいろんな形で県とも国とも取り組みをしておるのが現状でございます。先般も国会議員さんにもお願いして、当面する課題の問題について陳情を重ねているところでございますので、一つもその問題について町長は何にもしておらんのかと。しっかりやっております。皆さんの地区で、国なり、また県なり、いろんな地区で、海田町でできるものは何とかやりたいと。国の問題についても、警察の隣の官有地にしましても、半分しか建たんといえ、あとの半分の土地は町で何か有効活用したい。そのためにはまた国なり県の力をかりてやらせていただきたいという努力はしていますので、よろしくお願ひします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）町があそこへ庁舎を建てる方針を立てるとしたら、呉線は高架になりますから、そのために庁舎が逃げることになるわけですから、高架になるんですが、私の

記憶では4メートル20のところを線路が通るといのように思っておるわけですが、そうしたら、JR呉線の今の敷地はなくなる。31号までフラットになる。そうしたら、南北東西全部平地にずっとなるわけですね。しかも、中店小学校線、今の中店橋までも広がっていく。その間に合同庁舎がある。役場があそこへ行けば、あそこのまちづくりが、駅前まで起爆剤というか、行くだけでそういうまちづくりの構想ができるというように私は思うんです。先ほど賛成討論の中で言いましたが、国道2号も埋め戻す。今の矢野海田線ですか、それも埋め戻すわけですから、全部平らになるんです。このことによって町政が活性化し、まちの中心部になる。役場が行くだけでまちづくりの基盤ができてくるというように思うんです。これから駅前の方にまちづくりを進めていったら、駅前だけに固執するよりもいいまちづくりの大きな要因の一つになると思うんですが、その考えは持たんのですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それぞれ議員さんも私としても考え方がございますので、私なりの町発展の顔としての駅前の区画整理並びに庁舎移転に関しては、かけがえのない大きなチャンスだというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）駅前は限りないと言われましたけれども、でも、合同庁舎のところは県の持ち物なんです。しかも、JR事業は県がやる事業なんです。そうすると、いろんな形で協力・協働の関係にあるわけですから、やり方によっては安く土地を取得することができると思うんです。駅前は駅前で民間に開発させてやった方がもっともっと活力が出るんじゃないですか。先ほど言うように、ガードを埋め戻して、呉線が平らになる。2号線も埋め戻して平らにする。そうしたら、先ほど、次も出てきますけれども、Aブロック、Bブロック、Cブロックの区画整理事業があるんですね。Aブロックというのは駅から北側なんです。Bブロックは今の駅前。大正町までがCブロックというのが私の記憶の中にあるわけですが、それにつながって庁舎が南昭和町から駅前まで行くことによって、ずっとまちづくりの構想が出てくるんです。しかも、呉線が高架になりますから、南北東西、平地の大きなものができてくる。活用しない手はないんですが、なぜしないのか。なぜ駅前に固執するのか。私は不思議だし、理解もできんのです。なぜなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）私が町長にならせていただいて、駅前の区画整理、開発が5.8ヘクタールでずっと平成6年からやっておられたという経緯は佐中議員ご承知と思いますが、しかし、なかなか解決しないということで、私は町長になってすぐ説明会を何遍もさせていただいて、窪町の地権者といろんな協議をした結果、恐らく皆さんご承知のとおりでございますので、これ以上何ぼやってもなかなか解決しないということで、私は、2年間の年月がたちまして、県の方へ都市計画審議会に変更の区域縮小の案を出させていただいて、2ヘクタールの区画整理事業を、都市計画も変更させていただいた。そういう経緯もわかっていただいたと思っておりますが、そうした中で今現在、海田町も含めて全県下で人口減がものすごく進んでいます。そのために、各地で都市計画決定の変更がものすごい勢いで進んでおると。私も都市計画審議委員として県の方へいつも出させていただいておりますが、極端に、4分の1ぐらいに皆どこの市町村も都市計画の変更をされておるとというのが現状でございます。そうした中で、海田町は13.8ヘクタールの中で、そして人口は約2万9,000、そういう人口を維持するためにも、やっぱりいろんな形で、町民を含めて、商工業の振興があつて、そしてまちづくりをやるためには欠くことのできない地域という判断のもとに、2ヘクタールで開発と区画整理と、そして駅前の顔としての地域を頑張っていきたい、こういうふう考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど議決されました県庁舎のところに庁舎を建設するように、これは町長にお願いです。議決の中身が町長に、変更、そこに決定して事務を進めてくださいという決議をさっきはしたんです。この折衷案をのめんのですか、どうですか。私はもうこれ以上、4年間も町政が停滞する。許せんですよ。議会で8人がプール跡地。折衷案で泣く泣く、やっぱりまとめるためには皆さんが歩み寄ろうじゃないかということで歩み寄ったんです。町長はなぜ歩み寄れんのですか。駅前にずっと固執して。その打開策が折衷案なんです。なぜこれがのめんのですか、お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは再三申し上げております、今回の町長選挙の焦点は庁舎移転、駅前関係を含めて町民の信任を得たという判断のもとに進めさせていただきます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうなる、またもとへ戻るんです。信任を得たというても、あれは情報が正しくなかったんです。そうでしょう。5月9日の時点までは私は町長を支持して

きました。ところが、それ以後、町民に何にも説明がない。今まで説明した以上にやって初めて説明と言われるんです。全くそれがいいんです。それで信任を得た、得たと言うのもね。私は、町長、我田引水じゃないけれども、自分のわがままですよ。本来、町長として行政を、変更したなら変更したように、今まで以上に説明をして初めて町民に徹底したと言われるんですが、それが全くなくて町長選挙で信任を得たというのはおかしいと私は思う。何回言うてもあれじゃから、次に進みます。

区画整理事業の問題でお尋ねしますけれども、区画整理事業でお尋ねしたのは、町長は駅前を町の顔と。変更されておる後、私は何も見えんです。それを言うのは、15%減歩する区画整理事業の中身なんですね。その15%の中身を、一つは、道路がどこにあって、水路、公園、これが全くないんです。これをなぜしないのか。10億円もつぎ込むよりも、あそこの10億円をやめて、駅前の庁舎もやめたら、19億円浮くわけです。民間がやるわけですから、後は民間にやらせればいいわけです。私はそのように思うんですが、駅前のこうした問題について、今の道路がどこにあるのか、あるいは住宅地、商業地、これらが明確でないんですが、その説明を求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいました15%の減歩をして公園その他を生み出すというのは、変更前の計画のことをおっしゃっております。変更後の2ヘクタールにおきましては、駅前広場、それを中心とした街路、それと8,800平米の再開発用地、この2点という形で、これは町長答弁で申しましたように、何度か議会の方へ資料を提供させていただいたところでございます。

それから、それをなしにした場合に民間がやるのではないかというご質問でございますけれども、街路敷地をもし直売方式でやった場合には、これだけで9億かかります。10億のうち大部分は、街路を生み出すために使用するという形になっておりまして、いわゆる8,800のところは議論されておりますけれども、2ヘクタール全体の事業費という形で10億ということをお計上しておりますので、議員がおっしゃいました、民間へ行くという部分につきましては、10億全体でないというところ、特に8,800についてはそのうちの一部分にすぎないというところをご理解いただきたいと思います。なお、図面の方は、町長答弁でありますように、全員協議会、建設産業委員会という場で何度も公表された部分でございますので、必要でございましたら、質問終了後に議員のところへお届けさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今まで都計審で決定される、都市計画法に基づく区画整理事業、何回もイメージ図がずっと出てきておるんです。私は記憶にありますけれども。ずっと変更しておる。変更してのイメージ図がずっと出てきておるんです。今回、東街区の問題は全く出ていない。平面図は知っていますよ。手元にありますから。だけれども、今のJRさんと千葉さんのところ、どういうまちづくりをするのか。さっきのところへ戻りますけれども、町長は駅前を顔じゃと言われる。私は見えんと言う。見えんのですよ。平面図しかないんじゃないから。そのイメージ図、まちづくりをどういうふうにしておるか。JRがするか、せんかは知らんけれども、町の方針はこうですというのがないんです。私はその説明を求めるんですか、どうなんですか、それは実際。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどもご答弁いたしましたけれども、現在、2地権者につきましてそれぞれ単独で事業を考えていらっしゃいます。そういう中で、それぞれの事業についてどういう形にするかという部分につきましては、ご了解がとれ次第それぞれ示したいと思います。その中で、町といたしましては、駅前にふさわしい形での開発と。現在の保線区と倉庫が続くのではなしに、駅前としてふさわしい形での事業化ということをお願いして、今、仮換地の、ですから、まずその敷地をどのような形にするかというところのご協議をいただいておりますから、この部分につきましては、町が行いますのは区画整理まででございますから、その先につきましてはそれぞれの仮換地をどのような形で進められるのかという、お二人の地権者の意向を踏まえた形で公表させていただきたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の説明を聞くと、町長が言う、駅前の顔、海田町の顔は見えませんね。私は、2地権者、JRさんと千葉さん、区画整理事業をやめたらどうかという質問をしておるわけですが。提案もしておるわけですが、やめることができるんですか、できんですか。そのことによってまた今後の対応もあるわけですがけれども、実際はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど来申しますように、2地権者の部分よりも、区画整理事業では駅前広場の整備という、平面事業の方が大きゅうございます。これは以前一般質問でご質

間いただきましたけれども、今この区画整理事業をやめまして、改めてこれを都市計画事業とするためには、非常な年月を今から要してまいりますし、現段階での区画整理事業におきましては、街路整備について国の交付金を充てるという認可を一応いただいておりますけれども、これを一たん白紙にして、改めて単独事業でやるというときには、国費が来るかどうかというところが非常に難しいと思います。そういう中では、おっしゃいますとおり、8,800のところについてまだ不明の部分はあるかと思いますが、少なくとも、今年度着工しましたように、駅広の整備については、了解を得られたところから今、工事に入っております。こういったところで、この街路整備というものについては、これは8,800の議論とは別に、円滑に、スピーディーに進めていかなければいけないと思いますから、そのためには現在の区画整理方式というものが事業手法として最適というふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これは今度は議長にお願いするんですけども、町長は盛んに駅前、駅前、顔じゃ、顔じゃと言われるんですが、私は見えない。議会全体の皆さんも多分イメージがぼやっとしておると思うんです。そうすると、区画整理事業と再開発の具体的な構想を速やかに議会に明らかにするよう取り計らってもらおうよう動議を提出したいと思うんですが、取り計らってもらいたいと思います。

（「今の動議に賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ただいま、佐中議員から、執行部に対して区画整理事業の説明を求める動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

執行部に対して区画整理事業の説明を求める動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。したがって、執行部に対して区画整理事業の説明を求める動議は可決いたしました。

佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。本日は、2点ご質問いたします。

先ほど佐中議員が庁舎問題について質問されましたが、私もちょっと観点を変えて質問させていただきます。

初めに、町長選で3選を果たされたことにお祝い申し上げます。公約に掲げておられた住みやすいまちづくりを目指して頑張っていたいただきたいと思います。

さて、庁舎問題については、11月1日の中国新聞に、選挙で信を得たので従来どおり駅南口で進める旨の記事が載っておりました。選挙結果についての解釈の違いがあると思われませんが、私は残り2候補の得票を合わせた約5,000が駅南口ではなく町の中心部、特に合同庁舎に賛同されたものと考えております。町長はこの約4,900の重みについてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

議会では依然、駅南口の反対が強く、このままだと平行線をたどるばかりと考えます。今後どのようにして議会の理解を求めていこうとしておられるのか。

この際、大きな決断をされて、候補地を合同庁舎跡地にされてはいかがでしょうか。そこならすぐにでも話が前に進むと思いますが、どうでしょうか。

2番目に、まちづくりについて。3期目が始まったわけですが、一貫して子育てのしやすいまちを目指され、それなりの成果を上げておられることは評価いたします。しかし、もう一つアピール力がないと思われれます。つまり、目玉政策がない。財政が厳しいこともあろうかとは思いますが、これはという、他町にない目玉をぜひ打ち出していきたいと考えます。3期目に臨まれて何かお考えがあるのなら、お聞かせいただきたいと思ひます。

もう一つは、海田町はボランティア活動の盛んなまちだと思ひますが、今後、町としてどのように援助していかれるのか。まちづくりを推進していく上でボランティアの力は欠かせないと思ひます。

また、横の連携につきましても教育委員会所管と社会福祉協議会との連携がとれていないように聞きますが、いかがでしょうか。

以上2点、お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、庁舎問題についての質問でございますが、1点目については、各々の候補者の新庁舎に対する主張や考え方は異なっておりますので、単純に得票数を合計することは無意味であると考えております。

2点目と3点目につきましては、佐中議員の質問に答弁したとおりでございます。

続きまして、まちづくりについてのご質問でございますが、1点目については、第4次海田町総合計画に基づき、県内で一番子育てしやすい、元気で安全・安心なまちを目指し、町民ニーズを把握しながら、これまでの事業に加え、先駆的で特色のある施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目につきましては、議員ご指摘のとおり、現在様々な場面においてボランティアの方々にご活躍いただいております。町にとって欠かせない存在であると考えております。今後とも、活動のしやすい環境を整えるなど、町として可能な支援を行って、町民との協働のまちづくりを推進していきたいと思っております。

3点目につきましては、ボランティア活動が効率的かつ効果的に行えるよう、交流会の開催など、各種団体間等の連携に努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）残りの5,000につきましては、町長はそう言われるだろうとは思いましたが、これが、例えばですが、この5,000と、町長が約4,000票とられたわけですが、住民投票だったと考えますと、他の2候補は合同庁舎を主張されていたわけですから、これは合同庁舎の方が勝ったと。勝ったというのは表現がおかしいんですが、合同庁舎の方が多かったというふうに判断するんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住民投票と公職選挙の結果ということでございますが、これは選挙の重みが十分であったというふうに判断しております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そうではあるんですが、選挙ですから、この庁舎問題以外にもいろんな問題があったと思います。その判断材料がいろいろあった中でこういう結果になったわけですが、ただ、もう一つ言えるのは、投票率が41%でしたか。残りの約6割の方は投票に行かれなかったわけですね。この6割の方がどういう意思で行かれなかったのか。天気が悪かったとか、いろんな要件があるかとは思いますが、私はいろいろ仕事で家を回るといふか、家庭を訪問したときにお話しさせていただく中で言われるのが、一つは、早く決めてほしいと。こんなに長くずっともめておる状態がおかしいんだから、早く決めたらどうかというふうに言われます。もう一つは、先ほど佐中議員も言われたように、年に1回か2回しか行かんのだから、庁舎というのほどこにあってもいいんだと。あま

り位置についてはこだわらない。ですから、早く決めてほしいというのが一つでした。それと、女性候補が言われましたように、合同庁舎を改装すると2億円で済むよというふうに言われました。これが非常にインパクトがあって、これに賛同される方がかなりいらっしやいました。たった2億円でできるのに、何で町長は28億もかけて新しい箱物をつくるんだというふうに言われる方もおられました。この意見について、町長はどういうふうに思われますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）選挙はいろいろやり方がございまして、それぞれの候補者が自前の政策なり、また方法なりを述べるのが選挙でございます。選挙の結果を真摯に受けとめたものでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）流れとして、今の世間の流れ、国においてもそうですが、新しい箱物をつくらないというふうな流れが一つありますね。公務員宿舎もつくらないとか、いろんな、ダムはやめるとか、民主党の政策もあるんですが、その中で、新しく保健センターとか複合施設をつくられるということは置いておいても、28億もの公費をかけて新しい箱物をつくるのはどうなのかというふうに言われる町民もおられます。その声についてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の役場の移転は、議員ご承知のとおり、新しい箱物をつくるというよりは、出ていかざるを得ないから箱物をつくるわけでございます。まだ試算したことはございませんが、今の県の海田庁舎、今から恒久的に使おうと思ったときに、とても2億程度の改装事業では使えることはない。これは私の今までの経験からいって、あれをもし耐震化するとすれば、建替えるのに等しいようなお金がかかるのではないかと、いうふうに思っておりますので、その部分につきましてはまた十分にご説明してまいりたいと思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それともう一つは、庁舎建設特別委員会で最初に7候補地、それから3候補地に絞ったわけですが、その過程において町長が最初に提案されたときに、議会の意思を尊重すると。もちろんアンケート調査はしたわけですが、議会の意思を尊重する、だから、決めてほしいというふうに確か言われたと思うんですが、その議会の

意思として、今日11名の議員が決議を出させていただきました。それについての重みというのを、以前の町長の発言と、今日の決議案を受けての町長のお考えというのは変わらないんですよね。そこをお聞きします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに議員の皆さん方のいろんなご意見とかいろんな要望に対しては十分に真摯に受けとめておりますし、また、町民の皆さんからも、商工会とか各種団体からのいろんな要望に対しても、しっかり構えて私の方で判断させていただいております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そうなのでしょうけれども、もう一つは、区画整理が今進行中なわけですが、この区画整理が進んでいない状態で庁舎建設が先にできるのかどうか、まず法的な問題、そこをお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）区画整理事業と庁舎建設事業につきましては、関連はしておりますけれども、ある意味で別物というところもございます。現在、区画整理事業については、確かにまだ仮換地が済んでおりませんので、なかなか見えない部分はあると思いますけれども、区画整理は区画整理で進めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）その中で、区画整理が仮換地もまだ済んでいない状況で、庁舎だけをあの千葉倉庫のところに持っていくということが可能なのかどうか、そこをお聞きしたんですが、ちょっと答弁が。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）手法としては可能でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）私はどうも、この選挙結果について、町長はそう言われますが、4,000対5,000、この5,000の重みというのは非常にあると思います。今日の決議もあります。それでもなおかつ駅前に固執されるという町長のご判断、これについて、どうも私は理解できんのです。佐中議員と同じなんです、私は今まで現在地というのを主張しております。これは、費用が一番安いということもありますし、すぐにでもできるということもありました。ただ、議会の流れとして、やっぱり合同庁舎にしたらどうかと。この前の9月議会で私は提案したわけですが、合同庁舎が空いたということで、合同庁舎に

したらどうかということで、合同庁舎はまちの中心ですから、これなら町民も納得するし、町議会も納得する、これに私は賛同して今回決議に参加したわけですが、これについて、重みをどう受けとめればいいのか。それと、今後、議会に対してどのように理解を求めていかれるのか、これの答弁が抜けていたと思うんですが、そこをお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほど佐中議員に答弁したとおりでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）理解を求めるように努力すると言われても、これはなかなか前に進まなと思うんです。何か具体的なお考えはありますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）再三申し上げているとおり、公約を実行するのみでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）じゃ、次に行きます。先ほどのまちづくりについて、子育てしやすいまちづくりということで邁進していきたいとおっしゃられましたけれども、まだ具体的に考えておられないのかどうか、もう一つ目玉政策というのがないように思うんですが、その辺はまだ全然考えておられないのか、今から考えられるのか、今腹案がおりなのか。もしおありでしたらお聞きしたいんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）第4次総合計画の中で一定の方針は出しておりますし、そういった中で来年度当初予算、また海田町の独自施策が示せるよう、現在、各事務方から案件を募っておりますので、当初予算でまたご説明させていただきたい、さように思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）第4次総合計画もありますが、町長とてして何かこういうものをやりたいというような思いというのはないのでしょうか。一つでもいいですから、お聞きしたいんですが。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは、再三申し上げておりますように、海田町に住みたい、海田町に住んでみたいというようなまちづくりを、ボランティアが約11団体ぐらいございますが、その方と十分に協議をしてやっていきたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）それと、ボランティア活動への支援なんです、これは一つの例なんですけれども、ひまわりの会というのがございます。これは、発足は商工会の女性部の方が海田町花のヒマワリを普及しようという形で活動を始められて、商工会だけの活動では非常に狭いので、全町的な組織にしようということで、その当時、私もPTAの立場で参加したんですが、PTAも含めて、役場、保育所・幼稚園、金融機関、その他企業も含めて大きな組織になりました。ただ、最近、町の方の支援というのがだんだん先細りになって、今年からなくなったわけですね。もう一つは、町の機関の方、役場の方、それから保育所の方というのが参加されないようになりました。これは何か意思がおありでやられたのか、そこをお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ボランティア団体の方とは十分に連携を保っていきたいと思っております。そういう中で、やはり発足時点、そういったところではなかなか自立、言葉がいいかどうかはわかりませんが、されづらいという中では、町自体の支援、それから町の職員の支援、こういったようなものが強まると思っておりますけれども、徐々に活動が独自化されるというか、みずからの力でやっていただくというふうにならないといけないと思っております。ひまわりの会につきましては、活動の方が定着化され、いわゆる町の支援が薄くなっても十分に活動されるという視点から、町の関与は逆に薄めていっております。職員の参加につきましては、これはそれぞれの職員がみずからの判断で行っておりますから、当初の時点では上司から、できるだけというような話もしておりますけれども、そういった自立された団体についてはそれを弱めております。そうはいいまして、町の施策に合う団体との連携というのは今後とも実施してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そうは言われましても、個人の意思だと言われますが、やっぱりある程度何かの意思がないと、保育所の先生方が全然ゼロとか、町の職員もゼロと。なぜこういうことを言うかといいますと、ひまわりの会というのは個人会員の方がおられません。発足からの経緯があるわけですから、これは全町的な組織で、組織として動いていこうと。それぞれの組織が参加して動いていこうというふうにしております。そこで、町の支援も最初はある程度あったんですが、だんだん先細りになって、今年からないということで、活動を縮小せざるを得なくなっております。その辺で、そのように副町長は言

われますが、連携を深めていこうということであれば、少なからずの支援というのは必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはりボランティア活動というところにつきましては、町の関与が薄い中で独自の活動をしていただくというところが一番好ましい姿だと思っております。町の職員の参加につきましても、当然に、最初の立ち上げ時点とかそういうところだと、私なり町長なりから、積極的に参加するよという指示は出しますが、やはり定着化していった後にはそれぞれの職員のそれぞれの判断で臨むというのが好ましいと思っておりますので、定着化した事業については私どもから強制的にというところは避けております。たまたまそういう結果が今回あらわれたところだとは思っておりますけれども、先ほどおっしゃいましたひまわりの会につきましては、私どもとしてはある程度、その中で定着化した活動というふうに思っておりますので、町からの支援という形ではなく、町としてどういう連携策がとれるかというところで、どういうお手伝いができるかというところを検討したいと思います。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）ということは、課長の指示で参加するなということはないよということで理解してよろしいんですね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのような指示はしておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）安心いたしました。ただ、ひまわりの会は非常に活動も活発にやられておきまして、新聞紙上でもテレビやラジオでも取り上げられて、このたびの東北大震災についてもあいりちゃんのヒマワリを送られたりして取り上げられて、海田町のPRにすごい貢献しておると思うんです。この経済効果というか、広告効果というのは莫大なものがあると思うんです。それについて、今は商工会からの補助10万円だけで活動しておりますが、昨年度におきましては海田町から肥料と種をいただいております。これがなくなったわけです。それぐらいはしてもいいんじゃないかなと思うんですが、来年度はどうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に、新聞報道等で見ます限り、活発な活動が定着されているというふ

うに考えておりますので、町の関与という部分がない中で今まで以上に活動を活発化していただくよう期待しております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）なかなかそれは難しい。やっぱりお金が要ることですからね。みんながお金を出し合ってすりゃいいんですけども、今、組織の状況からいって、それはかなり難しいわけです。ですから、町からそういう支援を今までいただいておったわけですが、活発になったから自主活動しなさいという。そうじゃなくて、活発になったんだけど、自主活動の中に、海田町に貢献しているんだから、肥料と種ぐらいはどうなんですかね、そんなに何十万も何百万もするわけじゃないですから、それぐらいの支援はしてもいいんじゃないですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますけれども、立ち上がり時のそういった自主団体における助成は十分にしていきたいと思いますけれども、いずれの自主団体においても、定着化された後におきましては行政の関与の度合を弱めていきたいと。その上で、例えばひまわりの会ですと、秋の交通安全運動とかそういうようなときには私ども町の交通安全運動をタイアップしてひまわり交番を実施するとか、そういった連携というところは働いていきたいと思いますが、直接的な支援という形になりますと、せっかくの独立化というところと相反するところがあると思いますので、町内の自主団体につきましては、一定程度活動が定着化した段階で行政の関与というのは弱めてまいりたい、極端に言えば、独立化を推進してまいりたい、そのように思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）これはひまわりの会に限りませんが、副町長が言われるように、自主活動にだんだん移行していきたいというふうに言われます。それについて、やっぱり指導していかんと、こういうふうにしたらどうですかとか、アドバイスとか指導というのが要ると思うんですが、その辺はお考えになっていないんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在、住民活動センターへ登録されておられます特に団体等につきましては、将来的な形で、町がいかに関与せずにそれぞれの団体の活動が活発化するかということについて検討させていただいているところでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田） それでは、最後に横の連携なんです、これは住民活動センターがせっかくあります。町内にたくさんボランティア団体があって、いろんな活動を本当に活発にされておると思うんです。これの横の連携という、ボランティア団体が一つに集まって何かしようとか。この前のワッショイかいたなんかでも、そういうボランティア団体も含めた形で町と一緒にやられたらどうかと思うんですが、その辺の横の連携というのは考えておられませんか。住民活動センターが中心になってやられるといいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） そのような方向で今、各団体と検討させていただいているところでございます。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。4番、住吉議員。

○4番（住吉） 4番議員、住吉です。2項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、防犯灯の整備促進についてお尋ねいたします。防犯灯の整備は、全国各地において、自治会等の住民団体が設置し、地方公共団体はその費用の一部を補助する方式が主流となっています。そのため、海田町においても、自治会ごとに防犯灯の整備状況が異なっております。昭和36年3月31日に閣議決定された防犯灯等整備対策要綱の中の、地方公共団体等に対して次の措置をとるよう強力に勧奨することの項目において、緊急に整備を要する防犯灯などをみずから設置するよう努めること、ただし、その設置の費用については受益者の負担とすることができるものとする定められている、できる規定を根拠に自治会に防犯灯設置費用の負担を求めているものであります。この閣議決定がなされた当時は、防犯灯の整備状況があまりにも不十分で、暗い街路などにおいて犯罪が頻発している状況であり、早急に防犯灯の整備を促進するためには、当時の地方公共団体の財政状況では困難で、地域住民にも負担を求める必要があったものと思われれます。しかしながら、この閣議決定から半世紀が過ぎている現在においても、できる

規定を根拠に防犯灯設置の費用負担を自治会などの地域住民に負担を求めることは、時代錯誤、かつ行政の怠慢であり、今後はこの規定の趣旨である、地方公共団体みずからが設置することが求められるものであります。また、海田町民の安全に関する条例において、町の責務として、安全な生活環境の整備が定められており、その施策の実施に当たっては、警察署その他関係行政機関及び関係団体との連携を図るものとするとしております。以上のことを踏まえ、2点お尋ねいたします。

警察庁が制定した安全・安心まちづくり推進要綱の留意事項には、夜間において人の行動が視認できるよう防犯灯などにより照度を確保することとされており、そのためには、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平照度がおおむね3ルクス以上必要とされております。この基準を満たし、なおかつ自治会や町民の方々の要望を踏まえつつ、防犯灯整備計画を策定し、今後は町が防犯灯をすべて設置してはいかがでしょうか。

2点目、これまで自治会が設置してきた防犯灯をすべて町が買い取り、その電気使用料を町が負担してはいかがでしょうか。

続きまして、学校教育費の増額についてお尋ねいたします。学校教育法の第5条において、学校設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担すると定められております。しかしながら、海田西中学校において、PTAから各学級に2台ずつ扇風機を寄贈いただいております。いまだにPTA会費で学校備品の購入が行われております。終戦間もない時代には、PTA会費から学校の教職員に生活補償金まで支給されていたと聞いております。そのような貧しい時代ならば、恥を忍んで学校備品の購入をPTAに負担していただくのは許されるのかもしれませんが、現在においてもそのようなあしき慣習を続ける必要性はなく、これらの原因はすべて学校教育費が不足していることに起因するものであります。また、クラブ活動遠征費の一部もいまだに保護者が負担していると聞いておりますが、クラブ活動は教育の一環であり、本来なら全額公費負担すべきものであります。以上の点を踏まえ、町長にお尋ねいたします。PTA会費の支援による学校運営の実態を把握し、学校運営に係る備品等の購入や修繕を早急に全額公費で負担できるよう、また、クラブ活動にかかわる費用の保護者負担をなくすためにも、学校教育費を大幅に増額されてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、防犯灯の整備促進についての質問でございますが、1点目については、防犯灯整備計画は定めておりませんが、自治会や住民の皆さんの要望により、町が定めている設置基準に該当する場所については町が設置し、それ以外の場所については町の補助金を活用して自治会で設置していただくこととしております。今後もこの設置基準に基づき、対応していきたいと考えております。

2点目につきましては、自治会設置の防犯灯を買い取ることはできませんが、町の設置基準に該当する自治会設置の防犯灯については、無償での町への移管に向けて実態を把握してまいります。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）学校教育費の増額について答弁いたします。

現在、PTAによる学校支援は多大なものがあると認識しております。PTA会費から学校備品を購入している実態は確かにあります。しかし、PTAの好意によるもので、大変感謝しているところです。今後、学校備品等の購入については、学校と連携し、教育活動が円滑に行われるように支援してまいります。

また、児童・生徒遠征費については、要綱取り扱い要領に基づき、大会要項に定める人数を限度としております。クラブによっては、その人数を超えて参加する場合、保護者の負担となっているものです。現状においてはこの要領に従って負担してまいります。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）再質問に移ります。防犯灯に関してですが、設置基準に応じて補助金を出しているというふうに聞いておりますが、結局、今どこの自治会もそんなに財政状況はよくないですね。結果として、自治会によって防犯灯の整備率に温度差がある。例えば、私が住んでいる南堀川なんかもLEDへの切りかえも今どんどんやっておりますが、他の自治会へ行きますと、結局、自治会によって温度差があるんです。電気代の支払いもそうですが、自治会が払うんじゃなしに班ごとで払うとか、あるいは、防犯灯がついている道路に住んでいる人のみで電気代を払うとか、そういったこともありまして、補助金を出す、こちらも閣議決定された整備対策要綱に基づいて補助金を出すということ

は書いておりますが、現在の基準のままでしたら、整備がなかなか進みません。一番近いところの例で申しますと、府中町は県からの基金を使って、5年間で総額2,500万円かけて防犯灯を整備していくと。そういった点で考えますと、やはり、設置基準に合うところは確かに町がつけますよと。それ以外のところは自治会がつけてくださいといわれても、その道を通るのは自治会の人だけとは限りませんよね。広く町民の皆さんが通っておる道かもしれませんし。そうであるならば、5年、10年という長いスパンでも構いませんから、今後は要望が上がったところ、設置基準にも当てはまらんかもしれんけれども、要望が上がったところは順次、町がつけていく。そういった形にして自治会の負担を少なくする。そういった考えはお持ちになれないでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）防犯灯の設置基準につきましては以前から町の方で定めております。これに該当する部分については、従来どおり、町の方で設置するということの考えは変わっておりません。ただ、この設置基準につきましては今後も、先ほどありましたルクスの関係であるとかいうこともありますので、見直しの対象にはなろうかと思っております。当面は、現在持っております設置基準の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）電気使用料の話ですけれども、無償で移管というふうに答弁がなされたと思います。確かにその方が町の負担は少ないかもしれませんが、じゃ、これまで一生懸命防犯灯をつけてきた自治会、LEDへの切りかえもどんどんやっている自治会にしてみれば、一生懸命今まで自分らで負担してつけてきた自治会ほど、何や、結局損したやないかと、そういう話になるんじゃないかと思うんですけれども、こちらは無償ではなくて有償でということは考えていただけないでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）自治会設置の防犯灯について有償で買い取るという部分については、現在のところ考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）考えていない、その理由をお尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）現在、自治会が設置しておられる防犯灯は700基程度あろうかと

思っております。この一つ一つの実態が今の町の基準に該当するかという問題もありますし、設置してからの維持管理等について、球切れ、あるいは頭部が壊れたというものについての維持修繕につきましては町の方で実施しております。そこらを考え合わせたときに、幾らで買い取るかという問題もありますし、そういったことでの難しさがありますので、有償で買い取るということについては考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）無償移管をすとして、今度は実態把握というふうにおっしゃられたと思うんですが、それに要する期間はどの程度を考えているのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）先ほども申しましたように、700基程度の自治会設置の防犯灯があろうかと思っております。それと、町の設置基準との兼ね合いというのがありますし、設置場所等の、民家の壁にひっついておるとかいうふうなケースもあろうかと思えます。そこらを一基一基確認する作業と、それと、自治会さんのご協力をいただいて、今度は中国電力さんとの契約の切りかえというような問題がありますので、できるだけ早く実態確認はしたいと思いますが、1年以上の期間を要するのではないかというふうには考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）では、学校教育の方を再質問します。これは事前通告で町長にというふう聞いたんですけども、町長、財源がなかったら、幾ら教育委員会がどうのこうのしたってどうにもならないと思うんです。ここに書いていますように、PTAから扇風機を買ってもらったと。エアコンをつけんうちに。学校備品をよう見たら、結構がたがたになっておるものがあるんです。例えば、9月だったかな、西中で公開研究があったんです。そのときに体育館の中で講演があったんですけども、ぱっと見たら、体育館の暗幕がずたぼろなんです。光が漏れて。それを一生懸命教員の方が手で押さえてやっておった。町長は今まで子育て支援の充実ということで取り組んでこられましたよね。ただ、取り組んでいる分はどうしても福祉厚生の部分が多いですよ。保育。そうではなしに、学校もこれからは力を入れて行ってほしいなど。ましてや、PTAの会費で学校の備品を購入すると。これはどう考えても、学校教育法と矛盾していますよね。やはりその辺は、教育委員会が今ある枠の中でやりくりしたら、また別の予算にしわ寄せが行きますよね。そうじゃなしに、まず町として学校の予算をもうちょっと増やしていただけないか

と思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かに教育予算の問題も限られた予算で今までいろいろと協力いただいておりますが、その中でも、ご指摘の箇所につきましていろいろ点検を学校の方へ教育委員会がお願いしまして、できるだけ要望に応えるように、また予算の件も一緒に相談させていただきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）じゃ、今度は教育委員会に聞きます。PTAが今、学校の備品をある程度購入したりしよるといふ、そういったPTA会費の支援による学校への実態というのはいまもう把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）教育委員会としましては、学校の方に調査いたしまして、PTA予算で購入した備品の状況について把握しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）教育委員会で把握しておるといふことは、町長、来年度予算でその辺は反映していただける、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）よく慎重に、現場の点とか実態を把握しながら教育委員会と相談したいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）部活遠征費の話ですけども、保護者の分は、それは町が面倒を見んでもいいでしょうけれども、児童・生徒にかかわる部分に関しては全員、今、全額公費負担されているということよろしいでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）児童・生徒にかかわるものにつきましては、エントリーといたしまして、その大会のメンバーとしてエントリーされている者については全額負担しております。しかし、クラブによっては、やはり見学したりとか応援したりとか、そのために大会に連れていきたいという思いがありまして、そこのところは実費でというふうになっております。

○議長（久留島）住吉議員。

- 4 番（住吉） こういった児童・生徒の部分だけでも何とか、公費負担するということができないでしょうか。
- 議長（久留島） 学校教育課長。
- 学校教育課長（小田原） また財政事情ともかんがみめますか、基本的にはうちの試算ではそういう補欠または応援の子をあわせると 2 倍以上に遠征費が膨らむと考えております。
- 議長（久留島） 住吉議員。
- 4 番（住吉） 町長、出してもらえませんか。
- 議長（久留島） 副町長。
- 副町長（三宅） 来年度予算要求を見て、他の予算とのバランスもございますので、ここでは確約できませんが、教育委員会と十分連携をとりたいと思います。
- 議長（久留島） 2 番、兼山議員。
- 2 番（兼山） 2 番、兼山です。本日は、大きく 3 点質問させていただきます。

ご当地ナンバープレートの導入を。国や県との間に許可や報告の義務はなく、事後的に地元警察に届け出ればよい、総排気量125cc以下のいわゆる原付バイク、小型特殊自動車、ミニカーのプレートは市区町村ごとに交付される。条例に基づく地方税課税のための標識であるため、道路運送車両法によりプレートの形状や図柄まで国の管轄下にある自動車の場合とは異なり、その図柄や形状は自治体だけで自由に決められる。2006年4月に千葉県成田市がご当地プレートを交付されてから、2011年11月1日現在、28都道府県67市区町村の交付がある。また、図柄や形状はローマ字、人物、産業、シンボル、自然、文化、キャラクターと、多種多様であり、各々まちの特色をナンバープレートに表現している。ご当地プレート導入から、プレートの偽造改造が減少したという声も採用自治体から聞いた。本町には全国にPRできる人物や文化、産業などがある。町長の目指す住みたいまちづくり、住んでよかったと思えるまちに一役担えるのではないか。ご当地ナンバープレートの研究、公募、導入をしてはどうか。

レジャー農園について。平成24年度も区画数を超える申込者数であった。毎年、申し込み超過数の場合は抽選により申し込みを受け付けるレジャー農園だが、晴れて当選された方も、1年に1度の期間では計画的な作物を育てることができず、連作被害による影響も考慮すると、実質6カ月ぐらいの利用期間となる。また、前利用者のことを考えると、すぐにその場所を利用するには何か後ろめたい感覚が残ると、初めて利用される方々から聞く。レジャー農園の複数年期間の利用や、現利用者が利用の更新をしない場

合に限り追加募集をするなど、利用期間の改善を図ってみてはどうか。

安全確保について。成本公園から日下橋にかけて敷かれる通路は、道路面に植木が立ち並んでいるため、歩行者が道路から階段を上り、通路に達しようとするときに、植木が死角となり、見通しが悪く、歩行者と通学自転車が接触または接触しそうになるという声を自治会や通行利用者から聞く。自転車の歩道走行が幅員3メートル以上と規制が見直されることになったことから、現地植木の除去、フェンスの設置、自転車走行ラインの増設、通路の拡幅等、歩行者の安全確保のための改善をしてはどうか。

また、自転車が車両であることを改めて徹底し、原則として車道を走る、歩道は歩行者優先といった原則を周知させるほか、スピードを出す場合には車道での通行を促進するよう、町から案内、提供してはどうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）兼山議員の質問に答弁いたします。

まず、ご当地ナンバープレートの導入についてのご質問でございますが、先進地事例等を参考に、本町のPR手段としての効果等について調査・研究してまいりたいと思っております。

続きまして、レジャー農園の利用期間についての質問でございますが、現在の利用期間1年では、限られた種類の野菜等の栽培しかできないこともありますので、今後、利用期間等について検討していきたいと考えております。

続きまして、安全確保についての質問でございますが、自転車通行に関する基準の見直しについては警視庁が実施することを発表しておりますが、広島県警察は、新しい基準が県の道路事情にそぐわない等の理由から、現在、検討を行っているところでございます。今後、警察の判断を待って対応策等を検討してまいります。また、植木等が通行の支障となる場合については、植木の剪定や障害物等を撤去し、安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

2点目につきましては、自転車が原因となる人身事故が増加している現状を踏まえ、全国的にも警察による指導・取り締まりを強化しているところでございます。このような状況を受けて、町といたしましても、海田警察と連携しながら、自転車が車両であることを踏まえた正しい利用方法等について、町広報紙やホームページ等を通じて啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山） それでは、再質問させていただきます。まず、ナンバープレートの再質問ですが、広島県では尾道市のみが今、採用しております。私がこれを提案させていただいた自分の中のテーマでは、まちぐるみということを考えまして、この中の項目に入れたんですが、公募という部分をぜひここは検討の中で外していただきたいくない。広報などで、もしこれを採用するというを前提に進んだ場合、地元住民とか小・中学生を対象にしてデザイン等を考えてみていただける、そういうことも踏まえて研究、導入、検討、それをされるかどうか、ここについてお聞きします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 当然に、どういう図柄にするかとかそういうところ以外に、おっしゃいましたような選定方法、そういったことも含めて調査・研究させていただきたいと思えます。

○議長（久留島） 兼山議員。

○2番（兼山） じゃ、続きまして、レジャー農園の再質問ですが、去年、一昨年ですね、毎年、この抽選が終わると、現システムのことでこのような声を必ず聞きます。毎年130名近い方が恐らく申し込みをされるんですが、過去の申込者や今の現利用者の方の声を、利用者アンケートという形でもいいですので、ぜひ集約して、24年度はもう締め切りましたが、25年度に活かせるように考えていただけないかどうか、もう一度ここについて質問します。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） おっしゃいました声は確かに届いておりますが、利用条件がいいところにつきましては倍率も高く、複数年度にしました場合、今度は不公平感が出てくるという課題もございます。ですから、人気の少ないところあたりで、おっしゃられた方法が導入できないかとか、そういったところを少し考えたいと思います。実態はある程度把握しておるつもりですけれども、中心部に近いところにつきましては、単年でもいいから使いたいという声もありますので、そこら辺をあわせて考えたいと思っております。

○議長（久留島） 兼山議員。

○2番（兼山） ぜひ考えていただきたいと、そのように私は希望します。

最後ですが、安全確保についての再質問です。広島駅のちょうど改札を出ますと、アナウンスがずっと連呼して流れるんですが、自転車は必ずおりて、歩いて通行してくださいということをやっと聞きます。私もよくJRを利用しますので、駅におりるとそう

いうアナウンスが流れます。海田駅も恐らく利用が多いんですが、通勤・通学時間になりますと、歩行者と自転車利用者の方、もしくは原付バイクもそうですが、非常に混雑しておりますので、そのようなアナウンスを、今、JRの駅前の話をしたんですが、歩行者で混雑しているような場所、そういったところをピックアップしていただいて、アナウンスでも啓発でも掲示でも構いませんので、そういうことをしていただけるような方向で考えていただけるかというのと、あと、本町にもそのような、啓発ではないんですが、こういったことはマナーの問題でもありますので、そういうことをしている場所もあるのかどうか。二つ一緒に質問します。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）答弁が前後いたしますけれども、まず、後半の啓発につきましては、つい先日も海田警察署と共同で、国際学院高校において、そういった自転車のマナーについて啓発を行いました。

それから、前半部分になります、おっしゃいます駅南口とか、非常に狭い歩道で、自転車と歩行者が接触する可能性が高いところがございますので、まずここら辺は、例えばそういう、先ほどおっしゃいました、広島駅の南口のように、自転車に乗ってはいけない。これは本通でもやっていると思いますけれども、そういった規制ができるのかどうか、それから、規制ができない場合には何らかの啓発で、押して歩きましょうとかというものができるのかどうかというようなところについて早急に研究して、危険箇所については早目に何らかの方策を打ちたいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○2番（兼山）じゃ、さっき質問したんですが、本町にも既にそういうところをやっているかどうか、ここも一つお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般的なのというようなところではございませんけれども、この役場の裏、山陽本線との間が非常に狭うございまして、ここについては特に、役場の職員が従来自転車に乗って通行しておりましたが、危険を感じるという声も聞きましたので、現在、役場の職員はここを自転車に乗ったままで通行してはいけないというような形で整理をつけております。まだ一般の方との間で実施ということは行っておりませんが、こういったような形で、危険な箇所については、徐行というよりは、おりて押して歩くといったような対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島） 8 番、西田議員。

○ 8 番（西田） 8 番、西田です。大きく二つの質問をいたします。

まず第 1 点目、住民サービス向上に電子自治体の構築をを伺います。平成15年、国の e-Japan 戦略に示された電子政府は、行政（国・地方公共団体）内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取り組み支援などを推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現するとされています。これを受けた平成19年 3 月、新電子自治体推進指針では、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、その達成のための身近な内容は、自動交付機、電子申請、電子調達、情報提供、情報公開、電子相談、電子申告、図書館などが具体的に示されています。本町の住民サービスや情報発信に関しては、自動交付機、電子相談を除き、進捗レベルは違うものの、導入が図られつつあります。一方、税の徴収に関しては、金融機関だけでなく、平成18年 4 月からはコンビニも利用でき、いつでも・どこでもといった体制がとられてきています。このようなサービスと税、つまり受益と負担との均衡を考えると、住民サービスの改善を進めていく必要を感じてきました。そこで、住民サービスの視点から、平成20年 9 月は税の徴収、平成21年 6 月は証明書自動交付機の導入、平成22年12月は住民基本台帳カードの利用、平成23年 3 月は電子相談にテレビ会議システムの利用に関して、考え方や計画などを質問してきました。特に、住民の相談はもとより、住民票や印鑑証明などの証明を受けるときには、特別の場合を除き、役場に出向かないとそのサービスが受けられないという問題点が提起されてきました。これらのことを踏まえ、住民の相談と証明書自動交付機の導入や連絡所の機能を公民館に持たせるなど、いつでも・どこでもといった観点からサービスの改善を図りたく、次の質問をいたします。

1 点目、電算システムの更新の計画が示されていますが、電子自治体の構築との関係と、その後の具体的な改善策はどのようになっているか、伺います。

2 点目、公民館などに連絡所の機能強化に関して、証明書自動交付機の具体的な導入とその時期はどのようになっているか、伺います。

3 点目、行政サービスの格差を是正し、役場から離れた地域の住民に対しても質の高い行政サービスが受けられることを目的としたテレビ電話による電子相談の導入とその時期に関する研究はどのようになっているか、伺います。

次に、大きく 2 点目、リスク回避に向けた水道事業を伺います。水道事業のこの10

年間の財政状況を見ると、8年前に18%余りの料金の引き上げ実績があるが、収支のバランスは悪化傾向で、投資面の耐震や延命の対策は待ったなしで、リスクを抱えた状態と思えます。今の経営計画は抜本的に改革されたものには思えません。この水道事業に関しては、平成22年6月の定例議会でインフラの整備状況と財政の見通しを含めた経営状況を問い、平成22年5月の建設産業委員会で質疑しました。平成22年9月には健全なる成長計画に関して問い質しました。その結果は、耐震診断待ちで、診断済みの昭和32年設置の蟹原浄水場関係の一部改修や、診断結果を待つ昭和47年設置の国信浄水場関係の大きな投資が目の前に来ていると同時に、地震のリスクを抱えた状態です。この地震リスクに関して、水道管網の耐震化は基幹配管の約40%、一般配管の約20%しか進んでいません。また一方、水道事業の補助金は水道料金をかんがみ配分されている現状で、大きな期待が持てない状態と思えます。現在、地震の規模が問われる中、東海、東南海、南海の同時発生で震度8を想定した防災訓練が各地で行われています。海田町では地震の直接的被害と同時に、高潮とともに津波や液状化も心配です。このことは、浄水場はもとより水道管網の被害も想定され、安全で安心な生活を守るための生活インフラを死守することを考えれば、水道系統も一つだけではなく多系統の考えも必要です。現在、県水の導入が図られていることは、水源に対するリスクを少しは図られている結果になっています。以上のことから、リスク回避に向けた水道事業という観点から、次の質問をいたします。

1点目、今後の耐震化や延命化の基盤整備と収支見通しを含めた早期のリスク解決に向けた施設整備計画と財政計画を再検討してはどうか。

2点目、現在、おいしい水として500ミリリットルの海田の水が製造されていますが、2リットル容器などを工夫し、多様な海田の水の販売を検討し、収益の向上につなげてはどうか。

3点目、県水を含めた配水池ごとの供給割合はどのようになっているのか、また、県水導入の再検討と、それによる水力発電の新技术の導入を図ってはどうか、お伺いします。

大きく2点、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁いたします。

まず、住民サービス向上に電子自治体の構築をとの質問でございますが、1点目につ

いて、今回の電算システムの更新は、内部事務系のシステムの入れかえのために行うもので、電子自治体の構築や具体的な改善を図るものではないです。

2点目の公民館などの証明書自動交付機の設置についての質問でございますが、住民サービスの向上を図るため、来年4月1日から新たに海田東公民館において住民票等の証明書を交付する予定としております。こうしたことから、証明書自動交付機の設置は考えておりません。

3点目のテレビ電話を活用した電子相談については、3月議会でも答弁いたしました。が、現在のところ、計画はしておりません。

続きまして、リスク回避に向けた水道事業についての質問でございますが、1点目については、耐震2次診断の結果が出次第、再度検討します。

2点目につきましては、民間から安価なミネラルウォーターが大量に販売されており、あくまでも町の行事等での海田の水のPR用として製造していくものでございます。

3点目につきましては、1日当たり配水量では、国信配水池系列が61%、石原配水池が30%、砂走ポンプ所が9%で、県水に関しては町全体の約3%を国信配水池に直接受水しています。また、県水導入に関しましては、安価でおいしい海田の水が豊富にあるため、現在のところは考えておりません。水力発電に関しても、現在のところ、導入の予定はございません。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）それでは、1点目の電子自治体の構築に関しての再質問をさせていただきます。内部の電算化システムのためのシステム改修で、電子自治体の構築ではないというふうに言われたんですが、どこの線で引かれているのかがよくわからないんです。いろんなことで利用されると思うんです。このコンピュータシステムによって今度、じゃ、今回の海田東公民館の連結というので今、回答を受けたわけですが、それは内部の機械を使っているんじゃないんですか。どういうふうなシステムになっているんですかね。その点はいかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）海田東公民館の発行で申しますと、現在のシステムでそのままできますので、それを使うという意味でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、現在の電算機を使ってそのシステムをやっていくというこ

とは、電子自治体の構築に向けた動きであるということじゃないんですか。それが、もし機械が変わったら、その機械は担わないんですか、その点は。担うんでしょう。その点はいかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あくまでも基盤が変わるだけでございますから、その上でどういうシステムを走らせるかというのは別物でございます。そういう意味でいきますと、従来何度か答弁しておりますコンビニにおける例えば住民票の発行とかというのが現在の基盤ではできませんが、新しい基盤ではできるようになりますので、そういった新たな検討項目というのはできますが、今回はあくまでも内部の基盤を変更するわけでございますから、その上でどういうシステムを乗せるかというのは別物で検討していきたいと。ですから、今回、東公民館については現在の基盤でできるので、変更前にやると。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、現在の東公民館に関しても、その機械を使って行っていくということによろしいですね。

もう少し詳しくお聞きしたいんですが、現在の機械を使って東公民館の要するに住民票とか印鑑証明の発行ということの説明を今受けたわけなんですけど、それは具体的にどのように進められるのか、そこら辺をもう少し具体を説明してもらえますか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）今の東公民館での証明書の発行につきましては、まず、住民さんが東公民館に行って申請されます。その申請をいただいたものを今度は、今現在考えておるのは、スキャナーで読み取ったものを住民課にお送りいただき、本人確認等いわゆる審査の部分は住民課で行います。それと、次に住民票発行までも住民課の端末で行います。今度は帳票部分、実際の住民票を東公民館のプリンターから出力いたしまして、最後にご本人様にお渡しするというような概略でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、本庁にある要するにプリントサーバーというんですが、一つの大きなサーバーの中を受けて、公民館の方は本人確認をしますと。そこから帳票を出された請求内容は本庁で受けると。その請求内容に基づいて、そのサーバーを使って本庁の電算機を使って本人、例えば今の場合だったら東公民館へ出されるということと

よろしいでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）そのとおりでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、本庁にある電算機を使ってサービスをするということで、基本的にはそうですね。ということで、その経費はどのくらいかかるのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）今回のサービスの上乗せ部分については、補正予算の方にも載せておりますが、145万程度を見込んでおります。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）145万程度ということでございます。今、当然こういうシステムというのは10年も20年も前から実際にはできる状況にあったんですね。ところが、今回やっと乗ることができたんですが、そうすると、例えば東公民館だけじゃなくて、駅の南口にある町民活動センターですか、あそこでも可能ですよね。それから、ひまわりプラザでもできるでしょうし、ふるさと館でもできると思うんです。今回は試験的にやられるのかもわかりませんがね。だから、そういう意味で、税の徴収だけは幅広くずっと取られるんですが、サービスの面が、どこか1カ所へ行かないとできないという、この矛盾点を解決するというのが私の大きな与えられた使命だと思うんです、町民の方々に負託されているのは。だから、やっぱりサービスをもう少し研究されて、もっと進めていきたい。それらはすべて電子自治体に向けた動きだと思うんですが、最初に戻りますが、先ほどの内部の改修というふうに固執されて言われているんですが、そうじゃなくて、電子自治体の一部を包含しておるんじゃないかというふうに思えるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員のご質問が今回のシステム更新と電子自治体というご質問でございましたから、今回あくまでも内部基盤だと言っておりますが、先ほども申し上げましたように、その内部基盤を切りかえることによって、コンビニにおける住民票の発行が可能になる、そういったような新しいシステム導入が可能になってまいりますので、そういうところで取り組んでいきたいと。そういたしますと、今、議員がおっしゃいました、東公民館以外でもというところはございますが、こころ辺の部分については、税と同じ

ように、住民の方にとって一番便利になるのは、コンビニで24時間できるとか、そういった部分だと思います。24時間までできるかどうかというようなところはありますけれども、そうなった場合には、新しい基盤になりました場合には、どちらかというところ、庁舎とかそういうことにとらわれない、そういうサービスを考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）今、最後に答弁された内容は私も非常に共感しておるところなんです。要するに新しく電算システムが改修された段階で、そういった今までにない発想のもとで住民サービスを向上させていただきたいというふうに思います。この点はそれでおさめておきます。次回更新された段階でまたいろいろ研究して質問させていただきます。

次は、リスク回避に向けた水道事業に関してなんですが、再検討すると言われていんですが、耐震化、延命化、水道のマルチ化ですね。そういうことによって、当然リスクを大きく回避できると思うんですが、具体にお聞きしますが、液状化に対してのリスク回避は、ハードとソフトを含めてどの程度のものを今考えておられるのでしょうか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）現在、耐震2次診断におきまして今の液状化等も検討しております。それにより、また計画を練っていきたいと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、今後のいろんな事業を進めるに当たっては液状化を含めて対策を講じられるということで、計画の中に入れていくということでよろしいでしょうか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）現在、国信の浄水場も耐震2次診断を行っておりますが、これに関しましても液状化の心配が一番大きいということで、もしそれが出た場合は隣地を借りても地盤改良が必要になろうと一応考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）特に私も気になっているのは、海田町は三角州の中にあるわけですので、昔の瀬野川の位置と、当然研究されていると思うんですが、今の位置とは随分違った位置、要するに蛇行した瀬野川であったんですね。そういう意味で、今置かれている水源、浄水。配水池は別としまして、そういったところは随分研究する余地はあると思

ますので、そこら辺をしっかりと踏まえて再度計画を検討してください。

もう一つ、おいしい水を今つくられているんですが、おいしい水は何のためにつくられているのか、もう一度お聞きします。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）現在、ペットボトルで500ミリリットルで年間5,000本製造しておりますが、これらはすべて町の行事等に配布して、海田町のおいしい水のPRに努めております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）海田町のおいしい水としてPRに使われていると。海田町のPRに使われているんですよね。その点、いかがですか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）現在、海田町のおいしい水ということで、海田町の水をPRしております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、無理に500ミリリットルだけじゃなくて、いろんな容器を検討されて販売されていく、それが企業体系の大きなもとじゃないですか。それを、全然収益が上がらない状態のものをPRするというのが理解できないんですが、そこらのいろんな容器に対する検討はされたんですか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）これまでも監査委員からも指摘されておりましたが、現在、水道課では町の施設等の自動販売機に入れさせてもらったり、また、製造会社と協議しまして、できるだけ、どの程度また安くなるかというのも今検討中でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）それで、大事なのは、収益はどっちに行って、PRはどこのPRなのか。水道課のPRじゃないでしょう。水道課のPRだったら、そのペットボトルを使って水道料金は上がりましたか。その点をまず先に確認させてください。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）ペットボトルを製造しても、水道料金の値上げ等は行っておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、収益が上がっていないということは、PRしたのは海田町

のためにPRしたということですね。その経費はどちらの持ち分になっていますか。水道課ですか、海田町でしょうか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）ペットボトルの飲料水は水道課の予算で見えております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）ということは、水道課が持って収益が上がらんことをやっておられるというふうにかがえるんですが、これはやっぱり費用の持ち分関係はもうちょっと議論してもらって、どっちがPRになるのかようわかりませんが、そこらは精査しないといけないし、例えば有償化にしていく場合にはどっちの収益に上がるのか、これらもきちっと議論していかないといけないと思うんですが、そこらを含めて総合的にいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般会計との関係を含めまして、そこら辺は十分議論させていただきます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）それと、現状のシステム、今つくられている国信、それから蟹原、各々配水池、それから国信、そういったもののいろんな水源を持ちながら給配水されているんですが、そこらは、私が一番考えておるのは、リスクを回避するためには、うちの持ち分だけじゃなくて、県水を使ったり、お願いして市水をお借りするとか、そういったものの混在によって、大きな事故が起きたときに対応できるようなシステムにしておく方がいいんじゃないかというふうに思うんですが、現在のシステムはベストというふうにお考えでしょうか。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）現在のシステムがベストとは言えませんが、まず、市の水をとということで議員からご指摘がございましたが、現在、広島市の矢野地区、瀬野地区に関しましてはすべて県水を使っておりますので、広島市水に関しましては町の方ということは難しいと思います。それから、県水に関しましても、結構管も古くて、もし海田町の方に被害が生じた場合はまず、県水、市水に関しましても被害を生じることは十分おそれがあると思います。それで、海田町といたしましては、まず町としてどういうふうに検討するかということで考えておりました、現在、テレビでもこの前やっておったんです

が、泥水を浄水に変えて、それを飲料水にするという方法も海田町でも取り入れております。それから、先日も業者を町の方に呼びましていろいろ説明を受けたところでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）いろいろ研究をされているのはよく理解できましたので、今の生活インフラですね、一番重要になる水という生活インフラのセーフティーネットをしっかりと強化していただきたいんですが、それらのものをすべて含めて今後の計画を進められるご意思があるかどうか、お伺いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）水道の件には、今、西田議員ご指摘のように、本当に町民の命の水というふうに考えておりますので、その点も十分、周辺の今までの経過を含めて、耐震化も補強も含めて、県水の活用も含めて、水道事業の円滑な運営ができるようにしたい、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）最後に、今回、耐震を審査されるわけなんですが、それらを実際にも実効していく段階では財政出動が随分出てくると思います。そのときに、今の水道事業会計において、財政面で非常に困難な状況が見え隠れしているんですが、だから、その財政面を含めて今後しっかり計画または実施において検討していただきたいと思うんですが、それを最後にお伺いして終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）その点につきましても、安くておいしい水というのが大前提でございますので、それと耐震化とか、事故に耐える水道水を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原です。今日は2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目、町営住宅行政のあり方について。町営住宅というのは、住宅に困窮する方々に町がより安価な家賃で住宅を提供することによって健全な生活を営むことを目的にしていると思っております。現在、町営住宅は町内で4カ所の住宅があります。町営住宅では応募者が多く、なかなか入居が難しい、そういうふう聞いておりますが、特に、高齢化率は県内で海田町は最も低い水準とありますが、今後さらに増加することは

明らかです。こうした高齢者のうちひとり暮らしの方にとっては、安心して暮らすことができる住宅の問題は大きな不安となっております。民間借家や高齢者専用住宅は家賃が高いなど、適当な借家がないのが現状でございます。高齢者の中には、町営住宅に何とか入居し、海田町に住み続けたい、こういう方もおられますが、こうした切実な声を踏まえて、次の質問をします。

- 1、町営住宅の募集状況と応募状況はどうか。
- 2、ひとり暮らし高齢者用の住宅の有無。
- 3、ひとり暮らし用の住宅があるのなら、募集状況と応募状況。

二つ目の質問でございます。町道管理等について。町道2号線の桜木踏切付近の拡幅改修がなされ、利用者には大変に喜ばれております。その一方で、歩道との境界線や線路側からの雑草が増え、特にJRからの雑草のつるが町道にまで伸びております。通行車両に支障が出ている状況になっております。また、景観上からも非常に見苦しい状況になっております。その他の地域でもこのような状況が多く見受けられます。これらの状況を町は把握しておられますか。また、この状況をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に答弁いたします。

まず、町営住宅行政のあり方についての質問でございますが、1点目については、今年度の募集7戸に対し、35世帯の応募状況でございます。

2点目につきましては、第一蟹原住宅の1号棟については、高齢者等が単身で入居できる住宅となっておりますが、ひとり暮らしの高齢者専用の住宅はございませんので、今後の検討課題であると認識いたしております。

3点目につきましては、今年度、第一蟹原住宅の1号棟は空きがないため、募集はしておりません。

続きまして、町道管理についての質問でございますが、ご指摘の町道2号線については、鉄道事業者のJR西日本に対して除草を依頼しております。また、他地域についても、道路パトロールや住民の方からの要望等により状況を把握し、適宜除草等を実施または依頼しております。今後も町道の適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）町長のお話では、募集7戸に対して35世帯が応募されたということでした。大変高い倍率ですが、これらの入居を希望されている町民の方がたくさんいらっしゃるということなんですね。今後、町の行政として、住宅施設を町民の方にどのように応えていかれるのか。これは本当に高齢者社会という中で大変困っている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういうまちの高齢者の方にどう応えていくのか、まずお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）高齢者の方に対します住宅施策としましては、まず、町営住宅につきましては、現在行っております、名前は長寿命化にしておりますが、その中で町営住宅をどういうふうにしていくか、特に老朽化している第一蟹原住宅をどのような形で整備するのがいいかと、その中で考えてまいりたいと思います。いま一つ、公営住宅としましては町内に三つの県営住宅がございます。先日も県の住宅課長と会う機会がございましたので、県営住宅、町営住宅、一体となったような形で、議員ご指摘の高齢者向け、どのような施策がとれるか、十分に検討していくというふうに協議したところでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）今、副町長から県営住宅の利用というお話が出ましたが、県営住宅にも触れてみたいんですけども、このたびの募集になる前に蟹原住宅、ここに入居できないかというふうなことで電話をかけたみたいなんですけども、今回募集はありませんという話をされた中で、やはりもう少し、町民サービスをされるのであれば、そこで、県の住宅の空きはこうですよとか、そういう話をもっとしていただきたいというふうに思うんですけども、町民が電話をかけられて、今回は募集はありませんよという話で終わって電話を切られたというふうな町民の話を聞きました。ここらのところをもう少し町としてやはり高齢者の方に優しい、そういった電話の仕方であるとかいうのも必要なんじゃないかと思っておりますけれども、その点について、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、議員ご指摘のお話は先日私もお聞かせいただいたところでございますけれども、大変残念に思いました。町営住宅に空きがありますかという質問には、実際にはどこか住めるところがないかという意味の電話だったと思います。そういう場合に、単に町営住宅に空きがないというんじゃないしに、どういうご希望、どこの場所とい

う形で、当然に県営住宅もございますし、家賃は少し高いかもわかりませんが、民間住宅というところがあります。そういった住宅のご相談を町の職員として受けられなかったということは非常に残念なことだと思っております、担当部署につきましてはこの質問の前に、このお話をいただきましたときにきつく指導しておりますので、今後このようなことのないように努めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）どうぞよろしく願いいたします。

第一蟹原1号棟、高齢者単身の入る住宅があるが、高齢者専用ではないという話でありました。この蟹原住宅について、築年月日といたしますか、1号棟については47年、2号棟については48年に建て、もう大方40年たっているんです。ここらを改修していただくということ、それは予算の問題もあるでしょうから、一概にどうかは言えませんが、ここらを改修していただいて、とても老朽化が進んでいるということなので、高齢者が住めるという場所をつくっていただくという方向性だけでもよろしいので、お答えいただけますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の長寿命化計画の中で、今、議員ご指摘のように計画しております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）入居状況とか申込資格とかというものをお尋ねしたいんですけれども、この要領、申込みするのに必要な条件というのがあります。まず収入のお話がある。収入の話なんですけれども、恐らく15万幾らでしたか、そこらのところの申込資格を教えてくださいませんか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）募集の収入要件でございますけれども、収入の基準で月額15万8,000円以下ということになっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）裁量階層というのはやっぱり海田町にも適用しているんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）裁量階層はございます。高齢者等が1人で入る場合に裁量階層等が適用されます。

○議長（久留島）桑原議員。

- 6 番（桑原）入居当時に、15万8,000円とさっき言われましたけれども、それから何年かたちまして収入が増えたよという話はよくある話なんですよ。それで、たくさん収入が増えておるにもかかわらず町営住宅にお住みになっていらっしゃる方というのは、そういった中での話しというか、精査はしていらっしゃいますか。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（飯田）収入が多くなれば、本来は出ていっていただくということを努力していただかなくてはならないんですけれども、今年度につきまして、そういう高額所得者の対象になっている者は現在の町営住宅の中にはいらっしゃいません。
- 議長（久留島）桑原議員。
- 6 番（桑原）全部で4カ所ありますね。町営住宅4カ所の中で、恐らく全部出したら164世帯というようになっておると思うんですけれども、この中で高額所得者という者がいないという話で結構なんですか。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（飯田）高額所得者の方はいらっしゃいません。
- 議長（久留島）桑原議員。
- 6 番（桑原）それでは、お尋ねしますけれども、2階、3階へ上がるのが不自由なお年寄りの方、高齢者の方が恐らく町営住宅にはいらっしゃるとお思いますけれども、この方に1階を空けてあげて1階にお住まいいただけるというふうな、そういった考え方というのは部の方で考えていらっしゃいませんか。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（飯田）これは、住みかえということになるとお思いますけれども、いつかは覚えておりませんが、過去に、足が悪いために住みかえをなさっていただいた事例はございます。
- 議長（久留島）桑原議員。
- 6 番（桑原）国土交通省で、高齢者の単身者や夫婦のみの世帯が増加してきていることから、介護・医療が連携したサービスの提供に、住宅を確保することが極めて重要であるというふうな文言が出て、国土交通省でもこういった施策を進めていらっしゃるということなんですけれども、海田町として、やはりこれからの高齢者社会の中で、こういった町営住宅を高齢者のために海田町ではこれからどうしたいということが具体的にあればお教えいただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました高齢者向け住宅につきましては、先ほど申しましたように、公営としては町営、県営、場合によりましては民間へどういう助成ができるか、そういったところ、今回、国土交通省の施策が示されておりますので、それに見合った形で何とか導入したいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）よろしく申し上げます。今の海田の星型住宅、ここらもなくなって、今、建て売りが建っているんですかね。そこらもやっぱり住宅の数からいったら少なくなっているんですよ。だから、今言うように、7カ所の募集で30何世帯という募集があったと。これが一目瞭然で、やはり高齢者の皆さんに限らず、そういった町営住宅に入居したいという方がかなりいらっしゃると思うんです。ここらに対して、海田町としてどうしてもやっていただかなきゃいけない問題じゃなかろうかというふうに思います。ぜひよろしく申し上げます。

2番目に行きます。町道管理についての質問でございますけれども、先ほど出ましたけれども、桜木踏切の名前を出しましたが、かなり長いつるが出ております。自転車やらバイクに乗った人があれにひっかかってけがをしたよ、ひっかかって車に衝突したよということがもしあったとしたら、どこの責任なんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）道路管理者の責任も多分にあるかと思えます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）道路管理者の責任もといいますと、あとまだほかに責任があるところがあるんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ご指摘の箇所についてはうちの方も把握しておりまして、土地所有者のJRには今年の6月から除草をやってくださいという要望をしておりますので、それがなかなか受け入れていただけなかったということで、あちらの方にも何らかの要因はあろうかと思えます。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）それでは、もしけががあったりとかした場合はJRさんと、管理者である町とで話をされて責任の分担をされるということではないんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）事故の事案をよく調査いたしまして検討したいと思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）以前から、景観上の問題ということで、バイパスの分離帯の除草ということの問題視してお尋ねしていたところでありましてけれども、そのとき、予算がないということではなかなか前へ進んでいなかったと承知しているんですけども、予算がないということで、費用がかからない方法を考えていただきたいというふうな話をしたんですけども、その後、バイパスの分離帯、そこらの問題はどうかっておりますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あのときご答弁しました2カ所の植栽につきまして、一定程度の成果が出ておりますので、来年度はもっと面積を拡げて試験的なあれをして効果を調べたいと思っております。その後で、それを全体に拡げられるかどうかというところで効果を、毎年の草刈りをやらない、しかもなおかつ景観に役立つような植栽という形で今、建設課の方で研究しておりますので、これを拡大して行いたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）今挙げた桜木踏切の付近であるとか、今の中央分離帯であるとかということ以外に、海田町の道路で除草が必要な場所というのはかなりあるんですね。そういったことで、町の方たちが職員ボランティアによる清掃活動を一生懸命やっておられます。これはすごく素晴らしいことだと思いますけれども、ぜひ町道の除草も取り入れていただき、また美化に努めていただきたいというような思いがするんですけども、最後に一言よろしくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一つ、今、非常に困っておりますのが、今回の問題も、草が生えてきている所有地が民有地、これはJRの土地以外にも、いわゆる民有地から生えてきた草や、民有地から生えてきた木がなっているのを町が強制的に排除するというのができづらい部分がございます。ここについては、先日来ありました自治会要望、PTAからの要望にも相当上っていたわけですが、これは都市近郊では多分多数発生しておりますから、これを十分に他の自治体の事例等も含めまして、先ほど議員ご指摘のように、事故があってから責任の度合の話をするのでは遅うございますから、町に何ができるかというところをもう一步踏み込んで行いたいと思っております。それから、バイパスの部分に

つきましては、県道ではございますが、現在、町で維持管理という形になっておりますので、何とか恒常的な景観の維持に努めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○6番（桑原）どうぞよろしく申し上げます。終わります。

○議長（久留島）3番、下岡議員。

○3番（下岡）3番、下岡です。本日は2点質問いたします。

まず第1点、循環コミュニティバスについて。

（1）三迫三丁目、国信二丁目のバス勢圏非カバー地区への対応をめぐり、循環バスの延伸か、タクシー系車両利用による既存循環バスへの乗り継ぎかの判断を先送りして、1年経過した。三迫三丁目については延伸策をとれない理由として、利用者を乗せたままの切り返し転回は規則でできないことが挙げられてきた。このたび、三迫第2公園横の町道6号バイパスが一部完成したことにより、西中央橋での切り返しなしでの転回が可能になった。質問1、地区住民の多くが望む延伸を早急に検討・実施することが必要と考えるが、見解をお尋ねします。

（2）中国運輸局は海田町においての地域公共交通検討プロジェクトの報告書において、非カバー地域の存在以外に、コミュニティバスから町中心部の医療機関・商業施設が直接アクセスできないことを具体的な課題と指摘し、解決に向けて、行政、交通事業者、地域住民等が一体となった検討が必要な状況にあると冒頭述べている。当町の循環バスは公共施設利用者を念頭に運行を開始したと聞いている。しかし、アンケートによると、利用目的は買い物・通院が多数であり、公共施設向けはごく少数である。高齢化社会を迎え、買い物・通院のための足を確保することは安心・安全なまちづくりに欠かせない。この視点でコミュニティバスを運行する府中町・坂町と比較すると、町民1人当たり平均利用回数において、当町は大きく劣る。質問2、医療機関・商業施設の集積する町中心部へ直接アクセスすることを目指して、海田町地域公共交通会議のテーブルにのせるなど検討を進めるべきと考えるが、見解をお尋ねします。

大きく2点目、こども園について。政府は全閣僚から成る少子化社会対策会議を立ち上げ、作業グループのもとで、幼保一体化ワーキングチームがこども園の機能など幼保一体化の具体的な仕組みを検討しており、中間報告において具体的内容が明らかになってきている。システム的には従来の幼稚園・保育所を認めつつも、幼保一体運営を行う総合施設（仮称）を中心に据えており、財政措置を通して総合施設へ政策誘導を行うと

している。市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を行う実施主体と位置づけている。保護者は行政区域を越えて施設を選び、直接公的契約を結べる。新制度に移行することで、例えば従来保育所に通っていた子ども教育を受けられる、あるいは幼稚園の子の親も保育機能追加により働けるなどの利点が多い。何よりも、施設にある程度の経営の自由度を与えることで、競争により、利用しやすく、質の高い教育・保育を期待できる。

質問1、町は現在、畝保育所をはじめ、西浜・幸保育所を建替える計画を持っているが、政府が検討している新システムを十分理解し、整合性ある建替え計画であるのか、お尋ねします。

質問2、少子化が進む中で公立4保育所は将来において過剰ではないかとの質問に対し、近隣地区の需要を取り込むことで解決したいとしている。町は幼稚園児を持つ家庭に対し、就園奨励費補助金を交付しているが、広島市に比べ、金額が低い。保護者から増額を求める要望書が提出されていることと思うが、どのような方向で検討されるのか、お尋ねします。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問に答弁をいたします。

まず、町内循環コミュニティバスについての質問でございますが、1点目の三迫三丁目のルートの延伸につきましては、町道6号線でUターンすることになり、路線バスとして認められておりません。まずは、現道の拡幅を図ることが必要であると考えております。

2点目の医療機関・商業施設の集積する町中心部への直接アクセスについては、コミュニティバス運行開始当初から、公共施設利用者の利便性向上とともに、高齢者や障がい者の通院や買い物など、社会参加支援を目的としております。町といたしましても、運行の安全性や既存の路線バスとの競合を避けることなどを考慮して、現在の運行ルートとしておりますので、現状ではルートの変更を検討する予定はありません。

続きまして、こども園についての質問でございますが、1点目については、現在国で検討中の子ども・子育て新システムについて、7月に中間報告が出されましたが、まだ制度設計の途中であり、現段階の保育所の建替え計画との整合性をとることは難しいと考えております。

2点目の就園奨励費補助金の増額については、皆様からご要望をいただいたものの、

広島市以外の他市町と同額であり、均衡がとれていることから、考えておりません。しかしながら、今後の子ども・子育て新システムの動向を踏まえ、幼稚園に対する支援のあり方については調査・研究をしてみたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）まず、第1点目の循環コミュニティバスの三迫地区への延伸でございますけれども、今、路線バスの路線として認定されていないという説明でございましたけれども、今までタクシー系車両か循環バスの延伸かというときに、そういう答弁はなかったと思うんです。主な理由は、利用者が乗ったままで切り返し転回してはいけないから、転回ができないからだめだという理由が主な理由であったわけですね。ここへ来て路線バスの路線認定がどうかこうとかいう条件を出してくるということは、循環、延伸をやりたいから追加で理由を言っているにすぎないと私はとるんですけれども、その点はどうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）従来ご答弁しておりました段階では町道6号線、いわゆるバイパス間、今回町道認定をいただいております区間について、行きどまりでございました。そのために、ここを転回場として利用することが可能というふうにしておりましたが、その後、地権者の方に売っていただきまして、三迫公園の下まで町道340号線として、このたび町道認定いただきましたら、供用開始いたします。供用開始いたしますと、今度は転回ではなしに、ここら辺は用語の使い方になりますけれども、道路上でのUターンという形になってしまいますので、従来は空き地における転回という形でございましたが、供用されている道路のUターンという形になりますので、これが路線バスではできないという形になります。このため、町といたしましては、またあの近郊で転回ができる場所を見つけた上でと考えております。それと、従来からご答弁しておりますように、6号バイパスではなしに現道としての6号線を橋のところまで何カ所か拡幅するようにしなければならぬことになっております。この点についても何度か、まだ進まないのかというふうなご質問を受けておりますが、ここについてまだ進んでおりませんので、それらが解決した上で延伸というふうにしようと思っておりますので、前回、確かこれは建設産業委員会でのご提案だったと思いますけれども、行きどまりになっている部分を使って転回が可能ではないかという部分について、供用開始になったがためにそれが不可能になったというのが先ほどの町長答弁でございまして、決してこの延伸、私が何度も

答弁しておりますように、二つの課題、現道の拡幅と転回場所をあれして、まず地元で  
ご要望の強い延伸を図るといふ形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）今、具体的には1カ所、途中で狭いところがあって、これを今、地権者の  
方は了解しているけれども、相続の問題等があって、その部分が着手できないという  
ところのことを指しておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今後、海田警察と協議しなければいけません、あのときに示された条  
件でいきますと、もう1カ所、狭い部分部分が指摘される可能性があるのではないかと  
思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）それでは、今の予定時期、それともう一つ、それを県警に出して、具体的  
にその2カ所が問題だという指摘があったのかどうか。時期とその点と。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの時点では総体的にこの程度の広さは必要だという結果を受けており  
ます。先ほどもう1カ所考えられると申しましたけれども、一番大きいのが先ほどの相  
続の問題でもめておる土地でございます。まずこれを解決するべく今動いておりますが、  
もう1カ所につきましては、地権者の方もいらっしゃることですから、具体的には申し  
上げられません。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）そういうことはあるかと思うんですが、ほかのバス路線で、例えば畑賀線  
を走ってみたらわかりますけれども、今の町道6号線よりもはるかに条件の悪いところ  
でも路線バスとして認定して、実際に民間の路線バスが走っているところがあるわけな  
んです。そういう点を踏まえると、今の理屈というのはなかなか納得できないだけで  
も、そういうことならそれで納得するしかないのです。

次の、まちの中心部へ商業施設あるいは医療機関の集積したところへの運行というこ  
とを検討しないということなんですけれども、さっきの質問でもありましたように、こ  
れは中国運輸局の地域公共交通検討プロジェクトで指摘されていることなわけです。そ  
れを、公の検討もなしに、何もしないということは、やり方として……。例えば海田町  
地域公共交通検討会議というのを2回ほどやられていますね。そのときにも一切この話

は出さないで、最初から今の空白、非カバーエリアに対してタクシー系の車両で乗り継ぐ案を一つ出してきているということなわけです。これが、中国運輸局の指摘している、広く検討すべきことだと言っていることに対する結論なのかと、私は非常に疑問に思うんですけれども、見解をお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地域公共交通検討プロジェクト、活プロにおいて運輸局が指摘しました前段部分というのは、こういう課題がありますよという部分で、後段の研究結果といたしまして、結局は、先ほど町長が答弁しましたように、民間の路線バスルートがあると。だから、その部分については運行が難しいというふうに、活プロの結果においても指摘されておるところでございます。町民の方から直接コミュニティバスが今のバイパス、県道海田矢野線へ乗り入れることができないかという要望がアンケートなんかでも多かったように思っておりますが、ここは既に民間事業者であります芸陽バスの路線になっておりますので、運輸局としても、民間と競合するところへは難しいという結論が活プロの後段部分にも載せられております。そのために、民間事業者と競合する路線については検討対象から外しておるわけでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）中国運輸局は3案を示して具体的に地区に対してアンケートを実施しているわけです、三迫地区、国信地区について。その内容を見ると、その3案の中身というのは、1案は確かに既存の循環バスに対してタクシー系車両で乗り継ぐような案になっています。だけど、ほかの2案というのは、金額は違うけれども、そのタクシー系車両というのは途中で循環バスに乗り継いでもいいし、直接町の中心部、具体的に幸町付近と言っていますけれども、商業施設とか医療機関が集積する幸町付近へ乗り込むような案をアンケートで示しているわけです。ですから、そのアンケートを受けた住民の方は当然その3案で検討されるものだというふうに思いますよ。だけど、実際に示されて地元説明会で出されたのは、その中の1案に絞ってしか説明されていないし、地域の説明会でも、なぜ直接アンケートでとったほかの2案は出さないんですかという質問が出ているわけです。それに対して、今言うように、路線バスが乗り継いでいるからと。おかしいじゃないですか。なぜそういう路線バスが乗り継いでいる区間を中国運輸局はアンケートの対象にのせてきているんですか。そして今、中国運輸局はそういうことは考えていないと言うけれども、アンケートで地域の住民に対して出しているんですよ、まち

の中心に乗り込む案を。矛盾するじゃないですか。どういう見解ですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点につきましては私もその活プロの一員でございましたけれども、逆に中国運輸局サイドから、競合する区間については運行は困難であるという、最終結果へ向けての討論の中で出ておりますので、中国運輸局がアンケートに出しながら、片一方では難しいと言われるところは非常に困惑いたしますが、現実問題、その活プロのところでも、民間事業者であります芸陽バスから、競合する路線は認めがたいという発言は確かに出ておりますので、この部分については難しいものというふうに認識しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）ちゃんとそういう検討というのは、今の地域公共交通検討会議という場所があるわけですから、そこに出してオープンに議論すべきじゃないですか。町が路線バス業者に行って聞いたら、そう言うておるといことなんだけれども、これは非公式な発言ですよ。それが本当なのかどうなのかというのは、公の場ではないわけですから。それは信頼してくれということなのかもしれませんけれども、そういうアンケートとかを出しているわけですから、公の場でオープンに議論したらいいじゃないですか。路線バス業者も入っているし、タクシー業者も入っているし、そういう議論をする中で、例えば今の路線バス、芸陽バスが走っているところはだめだけれども、迂回する手段だつてあるわけです。今、循環バスが走っていますけれども、例えば今の三迫一丁目のところから中学校のところへ抜けるということで今の循環バスはその問題点を回避しているわけでしょう。だから、市の中心部に行くのは、今の芸陽バスが走っているだけじゃなくて、海田南小の横の坂をおりていくという今の循環バスの経路だつていいわけです。それがだめだというんだつたら、今の循環バスもだめだという理屈になるわけですから。そういう検討だつてできるわけだから、もっと広く議論すべきだと思うんですけれども、その見解をお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど協議したと申しますのは、これは活プロの協議の中で、ですから、町と芸陽バスがしたのではなしに、活プロの中で、活プロの委員である私と、芸陽バスから出ている委員とで、これは中国運輸局の議事録にも残っております。今おっしゃいましたように、直接ではなしに迂回するという形では現在も、今、議員がおっしゃいま

したルートを通っておるわけでございますから、そういった、民間バスと競合しない方法というのは探ってまいりたいと思っておりますけれども、住民の方が今一番希望されているのは、本来民間バスが走っているのと同じコース、真っすぐおりて、寺迫のところまでバイパスへ出る、これが一番早いわけです。それを希望されるんですけれども、その部分については、民間バスとルートが一緒になるので、現在の交通体系では難しいというのがオープンの場合での議論で出ておりますので、町側としてもそれはやむなしと。町側としては本来そこへ通したいわけでございますけれども、運輸局も民間バス事業者もそういう会議の際に、そういう競合はだめだという発言をされますので、町として断念しております。これは決してどこかで非公式に会ってとかじゃなしに、その活プロの協議の場面で、あえてそういうルートはとれないかというふうに私が質問にしたのに対して、運輸局も芸陽バスもそれはしかねるという見解でございますから、この部分については今の段階で町執行部としてはできないというふうに判断しておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）今の説明だと、例えば中心部へ乗り入れるのに、今の現行の循環バスのルートよりも下の寺迫を通っての方が便利だからということで、今、副町長はその中心部乗り入れは現行の循環バス路線じゃなくて寺迫の方を検討しているからだめなんだという理屈なんですけれども、先ほど言ったように、乗り入れの仕方というのは、寺迫の方を通らなくても、海田南小学校のところから下へおりて、今の新開蟹原線を通って抜ける手だってあるわけです。だから、そういう検討をなぜしないのかということを行っているわけなので、一方的に、ある条件をつけて、これはこうだからだめだという理屈というのはちょっとおかしいんじゃないかと。中国運輸局も指摘していることを、ある理屈をつけてやらないと言うというふうにしか見えないんですけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）中国運輸局が言っておる部分は前段の、今、住民要望はどういうのが出ているかというところでございます、その後の技術的のものをあれしたときには、町としては、それは住民の要望どおりにしようございますが、なぜできないのかというのがその後の考察に書いてございます。考察では、先ほど議員がおっしゃいましたルートでなきゃ難しいと。しかし、私が先ほど言いましたのは、町がそこを検討しているわけじゃなしに、住民の方がそういった最短ルートをなぜ通れないのかという要望が出てい

るところでございます。検討した結果が今の循環バスでございますから、循環バスのルートでは不満な方に対して応じ切れないという答弁をしておるつもりでございますので、先ほどの中国運輸局の指摘の部分は、住民の方からそういう声が出ているという見解で、中国運輸局がそうしろという考察にはなっていないと私は判断しておりますので、議論の中はずっとご報告してまいりましたけれども、議論の過程の中で最終的には、循環バスにどこで乗り継ぐかという形になると思いますから、町執行部といたしましては、段階をお示ししましたのは、循環バスの一番手前の芸陽バスの三迫停留所では不便だろうと。それよりは、待合のことを考えた場合は、東公民館で接続するという案ではどうですかという提案をさせていただいたつもりでございますので、中心部へダイレクトにというのは難しゅうございますし、迂回するということになると、また何でという話になりますので、そこは私どもは切り分けて検討しているつもりでございますが。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）細かい議論じゃなくて、やっぱりこれからの社会というのはどんどん高齢化していくわけです。その中で、高齢者の方は車を運転するということもありますけれども、ある程度の年齢になったらやっぱり車に乗るというのは危険なことです。地域コミュニティバスが地域の足として買い物・通院にいかにも便利にしていくかというのが、これは一つの政策課題、安心・安全なまちづくりに欠かせない視点です。だから、幸町という、中国運輸局も指摘している、一番買い物・通院の集積している場所を通ることの検討をしてほしいと言っているわけで、別にダイレクトか間接的であるかということを経験の住民が問題にしているんじゃないで、要はまちのどこからでもそういう施設の集積しているところへ行くようなことを、例えば三迫三丁目、国信二丁目だけじゃなくて、ほかの地区だってやっぱりそういうことがあるわけですから、まちのどこからでもそういう施設が集積しているところへ行くような方法をバス業者だとか中国運輸局だとかと検討してやっていくという視点で地域公共交通検討会議で検討すべきだということを私は申し上げているわけで、そのことをやるおつもりがあるのか、ないのか、お聞きしたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点につきましては、私の解釈といたしましては、今の報告書においても、民間バスと競合する路線についてはとりがたいというふうな結論になっていると

思いますので、再度検討するというのは難しかろうと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）次に、こども園についてでございますけれども、今、答弁で7月の中間報告ということがありましたけれども、その後10月にも政府は取りまとめて報告を出しているわけなんです。それが先ほど私が言った内容なんですけれども、要はその要旨というのは、従来の保育所というのはゼロ歳児から3歳児未満、幼稚園は3歳児から5歳児、それ以外に総合施設というものを持ってきているわけです。その総合施設というのは3歳児から5歳児にまず学校教育法の教育をやるということで、1日のうちで例えば9時半から2時半とか3時までには教育を行うと。そして、その保護者に対して、ある一定条件を満たす者に対しては5時とか7時まで保育を行うと。そしてさらに、補助金行政を通じて、ゼロ歳児から2歳児までの保育についても担わせるということで、総合施設という名称を使っている。こども園という名称は、先ほどの保育所であろうと、幼稚園であろうと、認めるということになっていきますから、総合施設というものを中心に据えてきているということでございますので、その認識があるかどうか、まずお尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）今、議員ご指摘の子ども・子育て新システムの中で総合施設、仮称となっておりますが、この内容については私どもも把握しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）そうになってまいりますと、そこは今、先ほど私も言いましたように、教育も保育も両方行いますから、保護者ニーズとして、そこに相当なウエートが高まってくるだろうと。ある程度集約してくるだろうというふうに考えられるわけなんです。畝保育所について、この11月に実施設計を発注されたわけでございます。その畝保育所の実施設計は、今申し上げたゼロ歳児から2歳児の保育を前提にしたものなのか、あるいは総合施設を前提にしたものであるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、畝保育所に限らず、今回政府が今検討中の総合施設につきましては、当面、現在の認定こども園が移行すると。保育所につきましては、ある一定の経過措置内で総合施設的なところに移るという認識でおります。現在の畝保育所につきましては、当面、政府におきましても、保育所については一定の期間内に総合施設とみなすということもございますので、必然的に保育所は、一定期間経過措置はあります

が、それを踏まえて移行していくというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）ということは、今の畝保育所建替えにおいても、将来総合施設に移行することを前提に実施設計されているという解釈でよろしいわけですね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、制度の大枠が今、中間報告で示されております。中の施設の基準並びに職員定数等々についてはまだ詳細は発表されておりませんので、今現在計画中の保育所について、総合施設を対象にするということは現段階ではできないというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）細かい技術的内容じゃなくて、方向としてどうなのかということをお聞きしているわけで、部長は前の一般質問で西浜保育所あるいは幸保育所も建替えていくという計画を持っておられるということをお話しされたわけで、今朝の議論では、県の合同庁舎跡地について、今、町は借りるという方向で検討、その後は買うという選択肢、保育所として使うという選択肢もあり得るといような計画について触れられたわけですが、検討ですから、実際どうなるかはわかりませんが、そういうことで、従来の施設をどんどん建替えていくということを考えるときには、従来そういう国の制度がどういうふうに変っていくのかということをお話しながら考えていかないと、全くマッチングしない、整合性のないものになってしまうんじゃないですか。例えば、今言うように総合施設になったら、ある程度規模が大きくなってきます。教育も保育も担うわけですから。それと、今言ったように、保護者がある程度自由に選択するというようになってくると、総合施設を保護者の方は選ぶようになってくるでしょう。そうしたら、そこに集中するわけですから、一つの総合施設の規模がどうしても大きくなってくる。ということは、将来少子化で、需要というのは減ってくるわけですから、その中で集中してくると、数はそれだけ要らなくなってくるわけなんです。その中であれもこれも全部やりますといたら、民間の今現在の保育所だとか幼稚園はどうなるんだと。そういう検討もなしに次々次々建替えるということに整合性があるとは私はとても思えないんですけれども、その点はどうなんですか。需要と供給ということでアンバランスになるんじゃないかという懸念がされるわけなんですけれども。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、確かに議員ご指摘の人口については少子化の傾向でございますので、これは低減していくというふうに考えております。ただ、当然、子育て世代については共稼ぎ世帯も増えてくるわけですから、政府が今、子ども・子育て新システムの中で考えております総合施設につきましても、保育に欠ける児童、保育に欠けない児童それぞれの定員を定めて移行するというふうに考えておりますので、そこら辺の整合は十分これからもとれるというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）施設の技術的な中身とか施設内容のことじゃなくて、トータルの人員のバランスのことを私は言っているわけなんです。全体の町の、今言う5歳未満児が減ってくる中で、施設ばかり大型化して、そのままの数では残れないわけですから、数が減ってくるのに、施設が大型化してきて定員が増えてきたりすると、そこらはアンマッチですから、当然施設の数も絞られてくるようになってくるわけです。その中で町が従来の発想でどんどん建替えるというのは問題じゃないかということを行っているわけです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいます少子化は進むと思いますが、女性の方の社会就労の仕方というところも変わってくると思いますので、保育の需要というのは、今が保たれるというよりは、しばらくはさらに需要が増えるのではないかというふうに私どもは考えておりますので、議員がおっしゃいますような、そういった傾向を踏まえた上で現在の計画を進めておるつもりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○3番（下岡）そのところが、全体のそういう数が減ってくるのに、今現在でも、例えば5歳未満児の方は、一部は家庭で保育だとか教育だとかをされている方もいらっしゃるだろうけれども、ほとんどの方は保育所か幼稚園に通ってきているんだと思うんです。その方の数が減ってくるわけですから、施設の数が増えるということが当然想定されると。これは数の計算、だれが考えてもわかることなんですけれども、それを副町長は前の議会なんかで、周辺の需要を取り込むんだとか何とか言われるわけだけれども、今、具体的に、例えば私立の幼稚園に対する奨励費の補助金が広島市に比べて少ないわけです。だから、今の町内の幼稚園児の保護者の方で、町内じゃなくて広島市の周辺部から来ておられる方の中には、うちの広島市ではこれだけもらえるのに、海田町の幼稚園に通ったらこれだけしかもらえないという不満が出てきているから、保護者から増額

してほしいという要望書が出ておるわけなんです。こういうことで周辺の需要なんかとても取り込めないし、逆ですよ。こういうことをやっていると、海田の保護者の方が近隣の広島市の総合施設に行きかねませんよ。だから、そのことを言っているのに、それはだめだと言うというのは納得できないという話でございます。今、具体的にはなっていませんけれども、政府は2013年度、もう2年以内にやる方針で進めていますから、恐らく来年度には具体的に出てくると思いますから、もう一度この問題はやらせていただきます。終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は15時10分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。1番、大江議員。

○1番（大江）1番、大江です。今日は大きく3点について質問させていただきます。

1点目、国信地区の生活道路の進捗状況について。国信地区の生活道路について、平成21年度から毎年度、一般質問をしてきましたが、今年度の6月定例会で計画箇所地の権者の協力の意思を確認したので、この6月定例会の議会で道路詳細設計等の補正予算を提案していますと町長の答弁がありました。その本議会で道路詳細設計等の補正予算が承認されましたが、その後の進捗状況をお尋ねします。

2点目、わんわんスペースについて。近年、犬を心の癒しとして飼う方が増えていますが、先日、犬を飼っている住民の方より、海田町の公園のほとんどが犬を連れて入られないが、どうしてかと尋ねられました。行政の方の説明によると、公園法の中に、住民全体の安全性やコミュニティーの場としての利用を考えると、犬を公園で遊ばせるのは適さないとのこと。公園近くの住民の苦情もあり、排せつ物の処理をしないマナーの悪さなども要因になっているとのこと。しかし、マナーをきちんと守っている方にとっては納得がいかないようです。広島市では、昨年4月に竜王公園のファミリー広場の一角に、犬をリードから話して遊ばせることのできるわんわんスペースをつくっています。海田町でもこのわんわんスペースを検討してみたいかでしょうか。

3点目、小学校と中学校の連携について。先日、中学校の学校へ行こう週間に行った

折、靴下の色が違うとクラスに入れてもらえなかった女の生徒がいました。1週間後、2校の小学校の学習発表会を鑑賞したとき、服装のそろっていない学年や、靴下が白あり、紺あり、タイツあり、模様ありと、種々様々な生徒がいました。学習発表会なので、大勢の前に出て歌や演奏をするのに、その服装はなぜと、疑問に思っていました。そこで、質問します。

教育委員会として、この小学校の現状と中学校の現状をどのようにお考えでしょうか。

2点目、将来的な展望として、小学校と中学校の連携をどのように持っていこうと思っていますか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の質問の1点目、2点目については私から、3点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、国信地区の生活道路の進捗状況についての質問でございますが、10月末に道路詳細設計が完了し、現在、用地測量を実施しております。今回、補正予算を提案し、平成24年7月末の完成を目指してまいります。

続きまして、わんわんスペースについての質問でございますが、限られた面積の公園を子どもたちをはじめとする住民の皆さんに提供していることから、わんわんスペースまでの確保はできないと考えております。

それでは、3点目については教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）小学校と中学校の連携について答弁いたします。

1点目の質問でございますが、小学校と中学校では児童・生徒の発達段階に応じた学校のきまりに従って指導しております。現状では、小学校の方が比較的緩やかであり、中学校では社会のルールに近づいた形での指導になっているととらえており、適切であるとと考えております。

2点目の質問でございますが、海田町では小中一貫教育を推進しております。生徒指導においても、学校での五つの約束・家での六つの約束を定め、小中が一貫した指導を行い、9年間を見通した教育を展開してまいります。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）国信地区の完成を、済みません、もう一度。平成24年7月でしょうか、4

月末でしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（野間）7月末でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）国信付近は事故が多く、今年は既に3件の事故がありました。この生活道路ができることは国信地区、特に二丁目の住民の方にとって長年の念願でした。地域住民はこの生活道路が早くできることを心待ちにしています。完成が24年7月ということですが、完成した後に通行期間はどのくらいの期間を置いてそこを通行できるようになるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）完了しまして、検査が終わり次第、供用開始できます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）6月定例会で、将来的にそれにつながる道路についても今回の計画の中で検討していきたいと建設課長からの答弁がありましたが、道路の計画が確定した今、この将来的計画はどのようになっていますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今回工事するところのそれより東側のところについて計画を持っておりますので、その計画が実現できるよう努力していきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）先日、副町長は6月定例会で道路拡幅がどこまで行くかということを見定めて、循環バスの延長が可能かどうか、車両の形、運行形式、そういったものについて議論が出ようと思うので、道路を確定するまでの判断を待ちたいと答弁しています。そこで、現在東側を計画していますが、そのままの状態ではこれはふれあいバスが通れるようになるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回補正予算をお願いしております道路拡幅事業だけではまだ循環バスを通すことは困難であるというふうに考えております。その先について、先ほど建設課長が答弁いたしましたけれども、今後計画していく中で、どこまで拡幅できるかというところにかかってくると思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）今、地権者の土地の問題が絡んでいると思いますが、将来的に、そういう問題が解決した場合、拡幅して、ふれあいバスが通ることにはあるのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたように、地権者の同意がとれましたならば、そういったことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）もしそれがとれない場合でしたら、先ほど三迫の方も言われましたが、国信はなかなかふれあいバスが通りません。ですから、先ほど副町長が6月の定例会でおっしゃったように、バスの形、運行形式、そういったものを見直そうというお気持ちはございませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まずは地権者の同意をとって道路拡幅ができる、そちらの方に力を傾注してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）わんわんスペースについてなんですが、竜王公園では100平米の広さでファミリースペースの中につくっております。実際私も行きまして、その広さを見ましたら、普通の都市公園、それからちびっこ公園の中でも十分とれるのではないかというふうに思いました。ですから、先ほどの町長答弁の中に、確保はできないというのは、かなりの広さを想像されているのではないかと思ったのですが、100平米であればとれるのではないかと思うんです。それで、今、変な例ですけれども、禁煙と喫煙がありますね。それはやはり場所を分けています。ここに、都市公園の趣旨は、一般公衆の自由な利用に供することを目的として設置される公共施設であり、人々のレクリエーションの空間となるほか、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設であるとうたっています。現在、海田町の公園の中に入れないということは、同じ町民として、犬を連れて入れないということは、やはりそういうスペースも、たばこの喫煙、禁煙じゃないですが、考える必要があるんじゃないかと思うんですが、お答えをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に申しまして、政令指定都市である広島市においても1カ所しか設置できない。しかも、竜王公園というのは近隣の住宅からある程度離れた場所という形に

なっております。場所的な確保はともかく、近隣の住民の方から、わんわんスペースがあるということではなかなか同意が得られない。極端に言いますと、子どもが集まるちびっこ広場についても最近拒否反応もある中で、犬が自由に入れるコーナーということについては、住民の理解というのも非常に難しいというふうに考えております。海田町の行政としては、まず、子どもの遊び場の確保というのは重要な課題であると思っておりますが、犬の遊び場所まではまだなかなか確保できないものというふうに思っておりますので、当面検討はできないという答弁にさせていただきました。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）犬の遊び場というのではなくて、その公園の、竜王公園では子どもの滑り台のある横でやっていました。ですから、それは並行してできるということで、それも、飼い主と一緒に入ってするということです。ですから、おしっこをしたらペットボトルから水をかけて、うんちをしたら袋に入れてと、飼い主がその都度その処理をされてきました。ですから、やはり対策を練ると、それは可能ではないかと思うんです。まして、海田町の公園条例では第4条に、町長は、これは有料公園施設の利用目的または方法が次の各号のどれかに該当すると認められるときは利用を許可しないことができると、公園条例、これは多分総合公園のことと思うんですが、いろいろ書いております。それと、第6条には、町長は、次の各号のいずれかの該当者に対し、公園から退去を命ずることができる。泥酔者、その他公衆に嫌悪の情を催させ、または迷惑をかけた者、公園施設及び設備を毀損し、または汚損した者、木材及び草花を傷つけ、その他公園の美観を害する行為をした者、公園の管理及び運営上支障があると町長が認める者。これを見ましたら、有料公園施設の方は初めから、入る前の許可をするか、しないかの問題で、第6条は、公園に入った後の対処だと思うんです。それで、この海田町公園条例では、犬は連れて入れるのではないかというふうに解釈しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この問題は多分、法律の問題というよりは、住民感情としてどうなのかという問題に尽きると思います。この市街地が多い海田町の公園において、子どもを安心して遊ばせるという親御さんにとっては、犬が入ってくる、それはどんなに訓練されている犬であろうと、犬が入ってくるということを相入れない方もたくさんいらっしゃると思います。そういう中で、いわゆる市街地内の公園に犬のコーナーを、ましてや一

般の公園と並存させてというのはなかなか住民感情がまだそこまで認めていないというふうに判断しておりますので、この検討は困難であるというふうに思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）広島市の竜王公園なんですが、やはり指定管理みたいになっております。

それで、下の管理棟で受け付けをして、犬の名前を書いて、氏名を書いて、そしてその間、犬を連れて遊ばせるというふうな書類があります。それを見る限りでは、例えば総合公園の方に依頼してみても試行するのも一案ではないかと思うんです。初めからできないではなくて、行政の方も竜王公園を見に行かれたら、あまり広くなくても、これだけの範囲でできるか。それと、施設にするのに、くいを打って網を張っているだけです。お金もそんなにかかりません。ですから、皆さん町民すべての幸せを願うのであれば、それは平等感においてやはり考えていくべきじゃないかと思うんですが、少しそれを検討するお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）執行部といたしましては、子どもの遊び場としての公園を充実することについてまず第一課題だと思っておりますので、犬の公園につきましては子どもの遊び場が十分に確保できた後考える課題というふうに認識しております。そのため、直ちに検討はいたしかねます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）子どもの遊び場といいますのが、ちびっこ公園等でかなりもう遊んでいない公園があります。草ぼうぼうで、ほとんど子どもがいないという。そういう公園もかなりありますので、やはり地区によってここはこれだけにしようというお考えはないですか。それとも、犬が来たら子どもがおそれる、それはあるとは思いますが、犬を連れていて、子どもが来たら連れて帰るというふうなモラルに訴えれば、必然的にお互いが譲り合うということで、これは成立するのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最近の自治会要望、それからPTA要望におきましても、やはりまだまだ犬と完全に相入れる社会になっていないと思います。そういう現状から、たとえ空いている公園でも、そこを犬の専用のスペースにするということになれば、今度は近隣の住民の方からなかなか同意がとれないと思っております。おっしゃられました竜王公園、

もう一度申し上げますが、政令指定都市においてもやっと1カ所そういったコーナーができるような状況でございます。海田町においては現段階でわんわんスペースを設けることは時期尚早というふうに考えますので、検討はいたしかねます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）小学校・中学校の対応の件ですが、最初の靴下の件ですが、これはそれぞれ小・中の発達状態に応じて学校の決まりをしているということですが、中学生の女の子の靴下の色が違うということで、11時ごろ、学校から帰されました。私とすれば、これは脱がせばいいことじゃんというふうに思ったんですが、正直言うと、第20条の中に、学齢児童または学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童または学齢生徒が義務教育を受けることを妨げてはならないとあります。靴下の色が違うことだけで帰されたんですけれども、靴下が違うので帰すのと、義務教育を受けさせるのと、どっちが重要なのかというふうに私は感じ取って帰ったんですが、学校長の考えもあると思うのですが、そのこのところと、小学校では、発表会では白・紺と言ったにもかかわらず、多種多様な方がいると。だから、やはりそういう面が相まっているので、中学校に上がって規則が厳しくなると、今度はそのギャップというものがすごくあるのではないかと思うんです。そこで、教育委員会に問い質したいのが、小学校でも、ある程度ふだんは自由であっても、やはり一つの節目はきちっとそろえるとかいうのも必要ではないかと思うのですけれども、そのお考えをお聞かせください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）まず、1点目の校則についてですが、校則については児童・生徒も保護者も、学校との決まり事として確約しているもので、それを破るまたは守らないということに対してはやはり学校としては毅然とした指導をしたいという思いがあるものでございます。校則を、靴下一つという意味ではなくて、決まりを守る子どもを育てたいというのが学校の思いでありまして、やはり決まりを守っていないことに対しては厳しく指導したいというふうに思っております。

2点目の、小・中の式ぐらいは白いソックスでという議員さんの思いの中で、前回、校長会で教育長が、式するときにははじめとしてやはりきちんとした服装で、ソックスも白というところも指導として必要ではないかというふうに町教委としては指導している状態でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）今ご返答いただきました。やはり服装をそろえることは強制的で、異を唱える保護者はいるかもしれませんが、音楽会という発表の場、一つの節目での正しい服装は必要だと思うのです。今、日本の文化が見直されています。学校教育法の第21条の3項に、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重しようとしています。個人の自由が叫ばれている今日、自由とは、日本の伝統文化とは、もう一度原点に戻り、中学校での対応、小学校での対応を考えていただきたい。

それから、教育委員会の話では、西小学校と西中学校との一貫校を今目指していると聞いています。西小学校が英語のモデル校でもあるせいか、西中学校とのかかわりの深さを感じます。しかし、研究会に参加するにつれ、他校は中学校とどれだけの接点があるのか、授業だけでなく生活面での連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）1点でございますが、教育委員会といたしましては、海田西中学校と海田西小学校とを一貫校にする考えはございません。海田町で進めているのは小中一貫教育でございます、小学校と中学校が一貫した教育を行うという方針で進めております。それに基づきましては、海田西中と海田西小のみが大きく目立っているかもしれませんが、実際には海田西中の先生が海田小学校と当然連携していますし、前回の答弁にもあったと思うんですが、海田中学校の補習授業に小学校の先生が来て、補習の手伝いというか、TTというか、指導をするといったことで、具体的な場面での小中一貫教育を進めております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）各小学校の先生、4校の小学校、2校の中学校の先生、それから教育委員会で一貫したそういう連携の話し合いというのはどのくらいの程度あるのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）小中一貫教育推進協議会というのを年に4回から5回設けております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）恐れ入ります。学校長と教育長の権限の違いは。学校長は多分現場を仕切っていると思うんですが、教育長は学校に対してどの程度までの要求ができるのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

- 学校教育課長（小田原）教育委員会は基本的に、学校のサービスの管理をしながら指導・助言という立場にあります。
- 議長（久留島）大江議員。
- 1番（大江）学校長の方はそれぞれの学校長裁量によって学校運営がされていると解釈してよろしいでしょうか。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（小田原）そのとおりでございます。
- 議長（久留島）大江議員。
- 1番（大江）では、このたびのように、音楽会で学校長裁量によってまばらでありました。それから、制服もそろっていませんでした。これが保育園だったら、発表会ということで、ちょっとあなた、服を貸してちょうだいというふうにして、手前だけを取り繕うんじゃないんですが、制服を借りたり、ベストを借りたりしてそろえることもあるんですが、学校は個人の自主性を養うということで、していないかもわかりませんが、その面は、先ほどのお返事がありましたが、教育長が靴下を、そういう節目のときはとおっしゃいましたけれども、そういうところの指導はできるんですか。
- 議長（久留島）学校教育課長。
- 学校教育課長（小田原）指導という面では可能でございます。
- 議長（久留島）大江議員。
- 1番（大江）以上で終わります。
- 議長（久留島）7番、岡田議員。
- 7番（岡田）7番、岡田です。4点についてお尋ねいたします。

まず、今朝ほど来ずっと皆さん何人かお尋ねされておられますけれども、庁舎問題について。町民に庁舎移転の意見を問うたのは数年前のアンケート調査のときでした。その後、景気の低迷や東日本大震災などがあり、庁舎移転の状況も変化してまいりました。また、今回の選挙は低い投票率でしたけれども、町長は再選されました。しかし、信任を得たからといって、庁舎をどうするのかという問題は町で論議されなければなりません。これが民主主義です。町民は、アンケートで希望が一番多かったプール跡地がどうして変更になったのか、合同庁舎ではだめなのか、駅前に複合施設で庁舎をつくらうが、なぜそれが単独施設になったのかなど、知りたいと思っていることも多くあります。町長には説明する義務と責任があると思いますが、いかがでしょうか。

私は、費用の面や利便性、そして町民にとって違和感のない合同庁舎の跡地が最適と考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2番目に、放射能測定器購入について。東日本大震災の直後には、放射能が全国的に飛散していないということでしたが、今回、中国山地にもセシウムなどが飛散したという調査結果が発表されました。福島原発の事故ではいろいろ嘘の情報が流され、後になって訂正され、今では当時の放射能は広島原爆の200倍の放射能が飛散し、海には汚染物質が流され、天文学的な放射能を海に流し、世界中に放射能汚染をいまだにまき散らしています。広島原爆では、放射能の外部被曝による急性原爆症で、戦争が終わっても、年末まで多くの方が死にました。10年以上たっても、体内に入った放射能が原因で、小さいときに被曝し、元気に育った子どもたちを含むたくさんの方が白血病やがんを発症しました。今でも、内部被曝が原因でヒロシマを体験した人は苦しんでいます。放射能は、体に入ると骨や筋肉にとどまり、10年、20年たってから遺伝子を傷つけ、がんなどが発症すると言われていています。外部被曝では防げても、内部被曝は防ぎようがありません。目に見えない放射能が体内に入るには、放射能で汚染された食品をとったり、地域で生活する中でいつの間にか体内に入るというわけです。放射能被害は既に海を汚染し、日本中に飛び散っているわけです。未然に防ぐことなどできません。町でも放射能測定器を購入し、汚染の実態を記録しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

津波対策について。海田町は名前のお通り、昔から海を埋め立て、田んぼや住宅地、工場をつくってきました。今は海田湾も埋め立てられ、海を見ることもあまりありませんが、海面からそう高くない位置に立地している町です。海に面している海田町にとって、津波対策は重要な政策です。東日本の地震と津波は河川を伝って何キロも遡上し、まちを壊滅させていきました。東海や東南海の大地震はかなり高い確率で起きると言われています。瀬戸内海まで津波が来れば、町は壊滅的な被害を受けます。その対策は急がれます。6月24日に津波対策の推進に関する法律が公布されました。海田町でもこれを受けて具体的な作業に入っておられると思います。特に、6条から11条までの海田町の対応についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

4番目に、自治会館・集会所の水道光熱費の町費負担について。自治会への加入率が下がり、会費や寄附の収入も減少しています。広報の配布や資源ごみの回収による収入も減っています。会員が減っていても、年間行事は決まっておられ、高齢化で年金生活者

も増え、個人の負担にも限界があります。自治会の行事の縮小や廃止は町の活性化にも逆行します。以前は自治会館・集会所の水道光熱費を一部補助する制度がありましたが、行政改革の一環で廃止されました。以前のように自治会館・集会所の水道光熱費の一部を補助する考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁いたします。

まず、庁舎移転についてのご質問でございますが、佐中議員の質問に答弁したとおりでございます。

続きまして、放射能測定器購入についての質問でございますが、9月議会でも答弁いたしました。東日本大震災での福島第一原子力発電所からの放射能被害については、政府の発表によりますと、これまで広島県内においては、人体にほとんど影響のない微量の放射能しか検出されておられません。また、県では放射能測定地点を4カ所新設することとされておりますので、町独自で放射能測定器を購入することは考えておりません。

続きまして、津波対策についての質問でございますが、現在、国において津波による被害想定の見直しを行っているところです。町といたしましても、国の見直し及びそれに伴う県の見直しを受けて、地域防災計画を見直すことにしておりますので、これに基づき具体的な対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、自治会館・集会所の水道光熱費の町費負担についての質問でございますが、自治会館や集会所は、地域のコミュニティー活動の推進等を目的として、各自治会等において管理運営を行っていただいているところでございます。確かに以前は補助金を交付しておりましたが、受益者負担の観点から、行政改革の一環としてこれらの補助制度を廃止しております。したがって、光熱水費等につきましては、施設を利用される自治会において負担していただくものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）1点目の庁舎移転は多分そういうふうな答弁になると思ったんですけれども、8億、9億ぐらい増えるということで。以前、JRと複合施設というときは副町長なんか盛んに、最大限安い経費でつくるんだというふうなことで18億、19億だったんですけれども、それが急に増えた。いろいろな複合施設を入れるから増える。そのことについて、私は、昼までの論議の繰り返しになると思うんですけれども、やっぱり町民の方はそこまで理解しておられないと思うんです。あのときでも町民の方は、安い

費用というんですか、今、海田町は財政的に厳しいから、なるべく安く。そういうふうなお金があったら、例えば福祉や教育、こういうものに使ってくれ。こういうふうな意見もやはりアンケートの中には多かったです。例えば保健センターとか子育ての施設を一体化するという事は、それはいいことだと思うんですけども、でも、それはどんどん町財政が増えるようなときだったらそうでもないんですけども、今でも町民の方は、町の財政が厳しいから、今あるから少しは我慢すると。むしろ、そういうふうなものがあったら、ほかのところへ使ってくれというふうなことを思われる方がかなりおられるんです。ましてや、こういうふうな、それこそものすごく、今までの経費以上にかかるということになったら、これはやはりもう一度町民の方の考えというか、町としての説明というか、こういうものをする説明があるんじゃないかと思うんですけども、もう一度そここのところをお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）午前中と繰り返しの答弁になるかも知れませんが、私どもとしても当然その必要性は感じておりますが、まずは議員の方と議論をした後にもう少し、現在執行部の持っております構想について議論を深めた上で住民の方への説明を行いたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今、もう少し議員と議論を深めると言われたんですけども、今までプール跡地を決議した議員の方も、やはり今のままでは平行線でどうにもならないからということで、折衷案として向こうの合同庁舎の跡地にされたんですが、このままでいくと、ずっとまた平行線のままというふうな感じになるんですけども、これをどういうふうにして。やはり議員の方も折衷案を出したわけですから。それは、いろいろ議員の皆さんも葛藤があって、そういうふうな中で折衷案を出したわけですから、町としてもそれなりの、今までどおり、町長はずっとわしは駅前というふうなことで、何かの形で歩み寄らんと、ますますもって町民の方が一番被害というか、影響を受ける方はやっぱり町民の方だと思うんです。費用もどんどんどんどん増えていく。本当だったら、当初の計画だったら、もうどこか仮庁舎に移転して、その費用もかからん、仮庁舎じゃなくても、どこか別のところへつくって、そのままずっと移動できるような格好になるはずだったんですけども、それも、仮庁舎もかなりの金額になるというふうなことで、一番しわ寄せが来るのは町民の方だと思うんです。そここのところをやはり町長も英断をもっ

て、今まで駅前、駅前とずっと言われておるんですけども、もう少し考える余地というか、そういうものをしてほしいんですけども。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今朝ほど何回もそのことについて答弁いたしましたとおりでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）何回も答弁されておりますから、これはこの辺で終わりたいと思いますけれども。同じような繰り返しになると思うんです。

放射能の測定機器ですけども、全然積極的でないんですけども、ほかの自治体でも放射能の測定器を買って、それぞれ自治体独自で測定しておるところがあるんです。そうすることによって住民の皆さんに安心感を与えるというところがあるんですけども、こういうふうなことは全くされないのか。私が思うに、今の海の汚染、天文学的数字というか、いわゆる兆の1万倍の京のレベルというか、そういうレベルで今でもどんどん汚染されておるわけなんです。東京の方だったら、瓦れきを処分のために搬入する、そういうふうなものを調べると。これが今、少ない自治体だけだったんですけども、これは全国的に引き受けにやいけんのじゃないかと思うんです。うちの自治体は引き受けないというところがあるらしいんですけども、それはちょっと自分勝手じゃないかという気もするんですけども、そういうふうなときのためにもこの測定器というか、そういうもので調べていく、そのことによって安心を得るという必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず一つが、瓦れきの搬入につきましては、海田町、それからこの近辺には現在のところ最終処分場がございませんし、近隣の最終処分場においても導入の計画がございませんので、その仮定論はまた別だと思っております。もう一つには、9月のときにも答弁いたしました、今回県が導入するような測定器というのはとてもすぐに海田町で買えるような金額ではございません。それに対しまして、最近新聞に載っております、安芸太田町が導入されるような測定器の場合に、どの程度信頼性が置けるかというところに疑問点がありまして、安芸太田町が導入されておりますのが、その前に福山市が導入されておったようなんですけれども、福山市の場合、それを発表するのではなく、高い値が出たら改めて県に測定を依頼するというような手法をとっておられます。そういう点を考えますと、やはりこういった大気、それから海水の検査という部分につ

きましては、県においてまず正確に調べるべき。町において誤差のある中で、かえって間違いを公表するというのは住民の不安感をあおるだけというふうに考えておりますので、まず責任あるべき県で測定するべきだと考えております。議員がおっしゃいましたような、近隣で瓦れきが搬入されるとか、そういった新たな動きがありましたらまた別に考えますけれども、現段階においては町で簡易な測定器を配置することは考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）測定器もいろいろものすごく種類があるそうで、それこそ誤差の結構あるものからあるんですけれども、今、県が新たに4カ所調査地点というふうなことを言われましたけれども、それはどこになるのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）県がこのたび4カ所増設するところでございますが、廿日市市の広島県西部保健所、それから東広島市の県西部東保健所、尾道市の広島県東部保健所、三次市の県北部保健所の4カ所でございます。それから、既に設置しておりますのが広島市南区にあります広島県の保健環境センターに1台設置しておりますので、今回の4基の増設で5基になります。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今の4基、5基というのは、移動というか、例えば海田でも測ってくださいますと、そういうふうなことができるのかどうか、お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）今回設置するモニタリングポストというものなのですが、これは常設、定点測定用でございますので、移動しての測定はできないものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それだったら、例えば県に対して、海田町でも測ってくださいますというふうなこと、測定器がないからできないということなんですか。不可能ということなんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）この24時間連続監視をする測定点として測ってくださいますということについてはできないということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それじゃ、24時間じゃなくても、例えば簡易の測定器というんですか、よくテレビでやっておるような、ああいうふうなものは県にあるんですか。それを町で借りて町で測るといふようなことが可能なかどうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）県がその簡易の測定器を持っているかどうかということについては確認をとっておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）これは確認をとってお願いしたいんですけれども。というのも、やはりこの問題は、今はそうじゃないかもしれませんが、特に原爆症の、多分あと何年かしたら、これは訴訟に発展すると思うんです。そのときに資料とかそういうものがどうしても必要になってくるということの中で、長い目で見ると、やはりこういうふうな測定というのは必要じゃないかと思うんです。そういう意味でも質問したんですけれども。

それと、津波対策なんですけれども、県や国の動向というか、今の促進法、6月24日の。これはどういうふうに町として、今の海田町に当てはまるというか、6条から11条ですか、多分ご存じだと思うんですけれども、それについての対策というのが全然とられていないのか、今からとるのか、それよりもまだ以前の、県からの調査待ちみたいな格好になっておるのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました促進法でございますが、まず、到達すべき点をどこに、ですから、例えばこの地点ですと何メートルまでつかるかというところを踏まえた上でとなっておりますが、これが国の基準で県が定めるということになっておりますから、例えばこの地点であれば何メートルのところまでの対策が必要なのかというところがまだ示されておりません。ですから、先ほど町長答弁で申しましたけれども、その指針を受けまして町としての、法律に基づく対策はとると。そういう意味では、その部分についてはまだ指示待ちでございます。しかしながら、そういった法律に基づかない中でも、今回の津波における防災対策で、後ほど質問も出る部分もございますけれども、そういった指針を受けなくてもできるところがございますから、その点については現在検討中でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）安芸消防の前に看板が立っていますよね、これの看板。ここまで行政とい

うか、消防関係は地震を受けてこういうふうな対策をしますと啓蒙しておるんです。それに対して、これは、しなければならない、努めなければならないと、全部そういうふうな書き方をしておるんですけれども、それに対して町が全然、今からやりますということではこの法律の精神というか、全くないと思うんです。それと、この問題の7条には学校教育のことも書いてあるんです。もう多分知っておってじゃと思うんですけれども。知っておるでしょう。ご存じだと思うんですけれども、第7条に。ネットで見てもらったら多分わかるんですけれども、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等というところがあって、学校でもこういうふうな訓練とか、映像なんかを見せて啓蒙しなければなりませんということが書いてあるんです。訓練とか学校での教育をしなければなりませんと書いてあるんですけれども、こういうことについてどういうふうな対応をとられようとしているのか、これをお伺いします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご指摘の津波を想定した防災訓練につきましては、東日本の大震災を受けて、やはり本町におきましてもそういったことを想定した学習というものは重要であると。あるいは、学校長にその危機感を持った防災訓練の見直しをするという指示はしておりますので、それを受けた、映像やいろいろな訓練の仕方については現実対応ができるような訓練に改善しているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）学校教育での問題ですけれども、津波の被害を受けた小学校や中学校の映像みたいなのがずっと流されましたよね。もう見ておられると思うんですけれども。そういうふうな中で、同じ小学校で同じぐらいの子どもたちあるいは先生たちがそういうふうなところに遭われると。そういうふうな中で、まだすぐ前のことじゃないですかね。半年ぐらい前なのに、あまり対策というか、とっておられないような。これには、映像とかそういうふうなものをを用いた防災訓練とかをなさいということが書いてあるんですよね。やはりこういうことはいち早くやろうと思ったらできると思うんです。そういうふうなのを今からやるみたいな、何かそういう。これは今までやった津波の対策じゃなくて、こういうものを受けて、さらに現実問題としてこういうふうな教育とかをしなければならないということなんですよね、精神は。それをやはりあまりやる気がないというか、よくわからないというふうなニュアンスを私は受けるんですけれども、まずこういうことをしなければならないという認識が教育委員会というか、学校の教育の

場でやらなければならないという認識はありますか。まず、そのところをお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）校長会とか教頭会とかを通して常に言っていることは、3・11は忘れてはならない、よそであったことはうちにも起こる、こういう可能性は常にあるんだということで、事件・事故も含めてこのことを言っております。今回の議会の中でも義援金の話がありましたけれども、同じ年代の子どもたちが大変つらい思いをしておる。でも、もう既に何カ月たったからといって風化してはならんというようなことも含めて、その都度、指導に活かしてくれということをお願いしておりますので、この点をご理解いただけたらというように思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）津波の問題は何かあまり、瀬戸内海だから、そんなに津波が起こりゃせんよというふうに感じるんですけれども。伊方原発があるでしょう。あそこは中央構造線の端っこにあるということで、いつずれて大地震が起きてもおかしくないというのが、今までの調査で地震の規模というか、起きる範囲というのがだんだんだんだんわかってきよるんですよね。今回の地震にしても、ものすごく広い範囲で一度に起きたというふうな格好であれだけ大きな地震になったと。想定外とよくテレビやなんかで言うんですけども、過去にそれだけの大きな地震というのは何回も起こっておるというふうなことからいいんですよね。今度はこの高知県沖というか、そういうところで大きな地震が起きて津波が来た場合に、今までは瀬戸内海の津波というたら、津波が来ても、防災計画やなんかだったら竹原沖の方にちょっと津波が来るかなと、その程度だったんですけれども、しかし、今回のああいうふうな大きな地震で、やはり今までの考え方というか、想定というのがごっそり変わってきたわけなんです。今の瀬野川にしても、津波が来たらずっと瀬野川を大きな波が遡上してくると。今の津波対策の促進に関する法律では、河川の遡上にはどういうふうな対応をしなければならないというのでも細かく書かれておるんです。これは2級河川ですから、県の管轄になるんでしょうけれども、水門をどうするか、こうするかというふうな対策をなさいということを書いてあるんですけれども、こういうふうなものに対して、県待ちとか、国の調査を待つてからというふうな。やっぱり町で、ある程度被害とかなんかはそこの自治体でそういう被害状況を把握しなさいというふうになっておるので、しなければならないと思うんですけれどもね。例え

ば国の方針が調査でこうじゃけえ、それを海田に当てはめてどうのこうのという以前に、町独自で被害予想というか、そういうこともしなさいというふうになっておるんですけども、そういうところは、それは国とか県の指示待ちなのか、海田町独自でまずできるのかどうかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）お手元に当該法律をお持ちのようですから、失礼な答弁になるかも知りませんが、まず6条に、おっしゃるように、都道府県や各市町村はどの程度の被害が出るか、そういうもの、しかも複数の予測を立てるといふふうに確かになっております。しかし、3項を見ていただきたいんですが、国は、都道府県や市町村がその予測を立てるに当たって、技術的な情報や必要な助言を行うという形になっております。この助言を受けた上で、どういった被害が起こるかということ各市町村で想定するわけです。そういう意味では、震度どれぐらいのクラスもしくはマグニチュードどのぐらいのクラスの地震が起こる、その場合に海田町にどのような津波が来るか、この部分はとても海田町の技術力では想定し切れません。ですから、これを、国の指針を受けて、県が広島湾沿岸においては何メートルに達する見込みという指針を出すと思いますから、それを受けたときに、我が町の堤防がその高さに行っているのか、我が町の避難場所がその場合に水没する可能性がないのか、そういった指針を出していくことになると思います。そうしたときに、今、議員がおっしゃいましたけれども、海田町に能力があるか、ないかということになりますと、少なくとも、何メートルの水位まで達するかということ策定する能力はないものと思っております。これは広島県においてもその能力はないのではないかというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）そうかもしれませんが、じゃ、例えばこれがいつごろになるのか。あと四、五年ですよとか、いや、まだまだ、そうはいうてもなかなか難しいからもうちょっと時間がかかるよとか、どういうふうな見通しぐらいになるかと思われておりますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に国や県においてもそんなに長期間これにかけるわけではないというふうに思っておりますので、そう遠からずには来ると思っておりますが、現段階で、いつそれを国が示し、いつ県が示すということについてはまだ情報を得ておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今からのことを言うのはあれですから、情報が来たら早急にお願いいたします。

それと、11月5日ですか、防災の日というふうになって、それぞれいろんな自治体で啓蒙というか、そういうふうなことをしなければならないということがあるんですけども、このたびの11月5日、例えば消防団の方にいろいろなことを、こういうことがあるから喚起を促すとか、啓蒙するとか、何かそういうことをされましたか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）11月5日という日の限定でのそういう活動はしておりませんが、当初から予定しておりました11月20日に海田町の防災訓練というのを実施する予定としておりましたので、そこでの訓練を実施しておるところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それは当然そうなるでしょうけれども、じゃ、11月5日というふうに日にも明記してあるわけなんです。6月にこの11月5日というのは決まっておるわけですから、町としてどういうふうなとらえ方をしておられるんですか。法律も含めて、この11月5日にこういうことをしなさいということが載っておるんですけども。やはりただ単に、何かそういうふうな啓蒙をするために11月5日ということが書いてあって、そして、今のあそこの安芸消防にも大きな看板が出ていますね、11月5日はというので。それに対して、安芸消防は海田にあるわけですから、何もしていないというふうになったら、安芸消防に対してもまずいことになるんじゃないかと。安芸消防は海田町にあるわけですから。それで、消防署が一生懸命啓蒙しておるのに、海田町は何もしていないというふうなことになったら、これは問題があるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）防災意識の高揚につきましては、安芸消防署だけじゃなしに広島市消防局とも十分に連携を保っておるつもりですから、そこでそごはないというふうに思っております。おっしゃいました、11月5日というところをとらまえるのがいいのか、11月というふうな形でとらまえるのがいいのかということにつきまして、防災意識の啓蒙という形については今年度のみならず来年度もいろいろと考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）どうしても、これは今からどういうふうになるかわかりませんが、もし何かあったら大変なことになるから、それはそういう啓蒙の意識を十分に持ってお願いいたします。

それと、自治会の費用の一部負担をしないということなんですけれども、やはりほかの自治会の皆さんは結構町のことにいろいろ協力してもらっておるんですよね。その中で、いろいろな費用の面というか、自治会の収入の面というんですか、なかなか大変なものがあって、町も財政的に厳しいというのはわかるんですけれども、やはり何か頼るというふうになったら、自治会の組織に頼らざるを得ないところというのは結構あると思うんです。それで何らかの補助というか、行財政改革で切ってしまうというふうなのじゃなくて、やはりそういう復活というのが全くできないのか。どこでもそうなんですけれども、厳しいわけなんですよ、自治会は。なかなか会費を上げるというわけにもいかず、そして、収入というたら資源ごみのあれもだんだん減ってくる、時には上がる時もありますけれども、減ってくるという、そういうふうな中で町には皆さん方にと協力してもらっておるんですよね。そういうので、せめて、水道光熱費だけに限らず、何か補助というか、切られておるものを復活してもらいたいというふうなのがあるんですけれども、考える余地が全くないのか、それとも、今からまだまだ厳しいから、もう少しどんどん削減できるものは削減していこうという方針なのか、いや、待てよ、やはり協力してもらっておるんだから、ここは何とかしようというふうに思われるのか、そこのところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町のいろいろな活動に多大な寄与をいただいていることは確かでございます。そういう中で、しかし、自治会の活動というのにすべて町費をつぎ込むのがいいのかという考え方もあろうかと思えます。先ほど住吉議員がおっしゃられたような、例えば防犯灯のあり方とかそういったような費用分担というところは考えてまいりとうございますが、議員ご提案の自治会館・集会所の水道光熱費、これを町費で見るべきかどうかという部分については、一応精査した結果、これはやはり自治会本来の活動という形で、自治会で持っていただくべきという形で整理しておりますので、ここについては当面見直しをする考えはございません。ただ、ほかの部分、例えば昨年度のように資源ごみの価格が急に低迷したようなときには、じゃ、その補てんをどうするかとか、そういった総合的な部分で考えてまいりたいと思います。ただ、すべて町費でということは

できませんので、いかに自治会の独立性を保っていただくかというところをまた自治会と検討していきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）すべて町費で見てくれというふうなのじゃなくて、一部を補助してもらえないかなということなんです。今の防犯灯やなんかもそうなんですけれども、LEDの予算が国からおりてきて、その予算がなくなったらつけませんよと。今までそういうふうな格好だと思うんですけれども、すべてじゃなくて一部なんです。一部の補助というか、そういうふうなのはやっぱりすべきだと思うんです。それでないと、だんだんだんだん先細りになってくるわけですから、なかなか皆さんの協力も得にくくなるんじゃないかというふうな気もするんです。例えばいろんな何とかの会費というのがあるんですけれども、ご存じだろうと思いますけれども、そういうのもだんだん、これも納められんぞと、今年で最後だぞというふうなところが毎年出てくるような感じがするんです。協力するところは皆さんしておられるわけですから、やはりそういうふうなところでももう少し補助というか、もちろん全額じゃなくて一部の補助の復活というものも、難しいんでしょうけれども、それは考えてもらいたいんです。私は思うんですけれども、ちょっと話が変わるかもしれんけれども、例えば今の駅前でそんなにお金は何億円増える、それも必要なのかもしれんけれども、やはりそういうお金の一部をどこかほかのところの福祉や教育とか、そういうふうな自治会のところに補助をするというのも一つあるんじゃないかと思うんです。そういうふうなものも含めて、庁舎の問題もそうですけれども、町のお金の使い方というか、やはりそういうふうなところにも使っていって、町民に、今朝ほど町長が言われましたけれども、住んでよかったと言えるような町というか、そういうことになっていくんじゃないかと思うんです。やはりみんなが協力して、そうして海田町をよりよくしていかないと、町のもちろん執行部だけでもだめだし、議員だけでもだめで、やっぱり町民の皆さんの協力がないと、なかなか海田町そのものをよくしていくということとはできんと思うんです。それで、自治会のことに関してもそうですけれども、町民の皆さんの声というか、こういうふうなものをやはり聞いてもらいたい。そのためにやっぱり聞いてもらいたいというのがあるんです。いろいろ言いましたけれども、そういう声を聞く耳を持つというか、やっぱり町長として、選挙があつてまだ間なしなんですけれども、そういうことも大切じゃないかと思います。自治会の問題とか今の防災の問題でもなかなか難しい問題もあるんでしょうけれども、積極的に町民の皆

さんに喜んでもらえるというか、安全・安心なまちづくりというか、そういうものに取り組んでもらいたいというふうに思いまして、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（久留島）9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）9番、渡辺です。2点について質問いたします。

1点目に、PFIによる学校・普通教室の空調整備について。近年の平均気温の上昇により、今年の夏も記録的な猛暑が続き、熱中症に対する対応が求められました。普通教室の温度が体温を超える場合もあり、猛暑による児童・生徒の体調管理が心配される状況にあったと思います。小・中学校の普通教室すべてに空調機を設置するとすると、相当な費用を要することや、設置時期が数年単位でずれ、この間、教育環境における学校間格差が続くという課題の発生も予想されますが、こうした課題の改善・克服に向け、民間活力を活用するPFI手法を用いて公立小・中学校の普通教室に空調機を整備している自治体もあります。民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI等の活用は、空調機を早期かつ同時に整備ができ、事業経費の削減及び財政負担の標準化を図ることが可能であり、効果的な手段と考えます。PFI手法による空調機整備をするお考えはありませんか。

2点目に、命を助ける授業の導入について。神奈川県愛川町では小学6年生と中学3年生を対象に、心肺蘇生法などを学ぶ、命を助ける授業を実施されております。小学6年生の取り組みは、救命について考えるとともに、中学3年生時の救命講習を受講する動機づけとして行われております。授業参観の形式で教員や保護者と一緒に、応急手当てや、目の前で人が倒れたときに自分に何ができるかをテーマにした討論、そして、チームが連携プレーで救命活動する役割演習を行い、理解を深めております。中学3年生は保健体育の授業の一環として普通救命講習を実施している。胸部圧迫、心臓マッサージや、人工呼吸、AEDの使用法など、3時限（1時限＝50分）かけて学習し、実技試験に合格すれば、普通救命講習の修了証が手渡され、既に4,300人余りの生徒が授業を修了しております。愛川町では、応急手当ての経験を通し、命の大切さや、人のために行動するすばらしさを学んでほしいと、数年前から取り組まれております。本町でも実施するお考えはありませんか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に対しては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）P F Iによる学校・普通教室の空調整備について答弁いたします。学校へのエアコン設置についての質問でございますが、これまでの答弁どおり、特段に全教室にエアコンを設置するという状況には至っておりません。今後、全教室にエアコンが必要であるという状況になった場合は、財政状況等を勘案の上、P F I導入についても検討していきたいと考えております。

次に、命を助ける授業の導入について答弁いたします。小学校・中学校の体育科、保健領域の学習で、小学校6年生と中学校2年生でけがの手当てや応急処置について学習することとなっております。また、道徳等においても、命の大切さや、人のために行動するすばらしさについて計画的に学習しております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）それでは、P F I手法について再質問させていただきます。今その状況にないというか、設置する状況にないということでしたが、これは現時点ではそういう考えなんです、将来的には検討されるという答弁だったと思います。他の市と伺いますか、P F Iを導入されておる京都市、これは小学校に平成18年から、対象学校が156校で、対象施設が2,500教室、それから、川崎市では平成21年から90校対象、対象施設が1,928教室ぐらいをP F I方式で進めておられます。今その状況にないという答弁があったんですが、ただ、先ほども言いましたように、今、年々気温は上がってきております。そういうことで、これはやっぱりある程度先手を打って対応する必要があると思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）議員ご指摘の、先手を打ってのこういったエアコン設置につきましては、教育委員会としましては当面、扇風機の台数を現状より増やすであったり、適切に水分をとらせる指導であったり、そういう対応で現状ではできるものと判断しておりますので、すぐさま設置する方向にはなっておりません。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）その辺がちょっとはつきりせんのですが、今は設置する状況にないということ、考えていないということでもいいんですか、今の段階では。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）現段階では設置するように考えておりません。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）これはなかなか難しい問題なんです、設置する基準といいますか、これはどこで判断されるんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）議員もおっしゃいましたけれども、昨今の気温の上昇、これは私どもも各学校で定点調査を行いながら現状を把握するようにしております。今後もそういったことを続けながら、その段階に達したと、すぐさま必要であるという判断になりましたら検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）再質問させていただきますけれども、PFI方式の導入について、聞いたところによりますと、規模的に小さいとできないとか、そういうことがあるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）私どもの調査によりますと、PFI方式を導入しているところが大規模なところ、京都市とか川崎市とか。今、議員がおっしゃいました2,000台というところで効果を発揮しているように把握しております。現在海田町でもシェアコンを導入するとしたら86台の予定でございますので、PFI方式の方が有効なのか、または一般入札によるものが効果的なのかについても、エアコン導入が決定した段階で協議に入りたいと思います。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）いろいろと検討されている状況なんです、どちらにしても、この暑さというのは、年々温度が上がってきておるので、暑い日が近づいてくると思いますので、いつでもそういう対応ができるような取り組みをしていただきたいと思います。

次に、命を助ける授業ということで、先ほど答弁にありました、もう一度お願いしたいんですが、中学2年生と小学校何年生ですか、お願いします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）小学校6年生と中学校2年生でございます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）これは救命講習とは違うわけですね。内容を具体的に教えてください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原） 小学校 6 年生はけがの手当てということで、応急の手当ての仕方等を学習します。中学校では応急手当ての意義と方法ということで、骨折の場合とか出血の場合の応急手当て、または A E D の使用についてが学習内容となっております。

○議長（久留島） 渡辺議員。

○9 番（渡辺） それによってこの実施されておる愛川町ですか、これではいろいろと生徒の間でその実績といいますか、成果といいますか、こういうものが出ておるんです。特に応急手当てといいますと、人が目の前で倒れたときにどうするかということになると、やはり人の助けが要るんですよね。それで、チームプレーを勉強したり、それから、今おっしゃったように、A E D の操作もしております。そういうふうなことをされておるんですが、それによって実際に中学生の方が、道で倒れた高齢者を応急手当てして助けたという、ここは歴史が古いので、そういう事例も出ておるんですが、本町ではどんなですか。その辺についてはどういう状況か、何かありますか。

○議長（久留島） 学校教育課長。

○学校教育課長（小田原） A E D の使用に関しましては、教員の研修では実際に行っております。海田西中学校では部活動の中でそういう必要性があつてはいけないということで、クラブから代表者ということで生徒が何名か参加して、そういう講習を受けております。しかしながら、全員が講習を受けるとなりますと、人数の問題、費用の問題、それから時間数の問題、かなりいろいろ吟味することがあると思いますので、そういうところも研究・協議しながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（久留島） 渡辺議員。

○9 番（渡辺） こうした救命講習を受けることによって、やっぱり子どもたちは自分の命が大切だといいますか、これが理解できるとともに、他人の痛みもわかるという、こういう実践をすることによってそれが一人ひとりの心の中に芽生えると思いますので、ぜひこれを続けていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（久留島） 本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前 9 時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は

ご苦労さまでした。

午後 4 時 3 3 分 延会